

官報

号外

令和四年五月十二日

○第二百八回 衆議院會議録 第二十五号

令和四年五月十二日(木曜日)

議事日程 第二十号

令和四年五月十二日

午後一時開議

第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第三 強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件

第四 千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件

第五 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

令和四年五月十二日 衆議院會議録第二十五号

日程第三 強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件

日程第四 千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

○議長(細田博之君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第十六番、東京都選挙区選出議員、榊淵万里君。

(榊淵万里君起立、拍手)

日程第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長長伊藤忠彦君。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(伊藤忠彦君登壇)

○伊藤忠彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、福島復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するため、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に資する研究開発等に関する基本的な計画を内閣総理大臣が定めることとするとともに、福島復興の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、

これらを行う人材の育成等の業務を行う福島国際研究教育機構を新たに設立するものであります。本案は、去る四月二十六日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日西銘復興大臣から趣旨の説明を聴取し、二十八日及び五月十日に質疑を行いました。質疑終了後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件

日程第四 千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件

○議長(細田博之君) 日程第二、刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との

新議員の紹介 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件外二件

令和四年五月十二日 衆議院會議録第二十五号

間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件、日程第四、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長城内実君。

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔城内実君登壇〕

○城内実君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日・ベトナム刑事共助条約は、令和三年十一月二十四日に東京において署名されたもので、我が国とベトナムとの間の、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を実施するための枠組みについて定めるものであります。

次に、強制労働の廃止に関する条約は、昭和三十

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件外二件 高圧力

十二年六月の第四十回ILO総会において採択されたもので、一定の行為に対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働の禁止等を定めるものであります。

最後に、漁船の安全のためのケープタウン協定は、平成二十四年十月に採択されたもので、漁船の構造及び設備に関する国際的な規則を定めるため、未発効である千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の修正、実施等について定めるものであります。

以上三件は、去る四月二十六日外務委員会に付託され、翌二十七日林外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。昨五月十一日、質疑を行い、質疑終了後、順次採決を行いました結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することと決まりました。

日程第五 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第五、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長古屋範子君。

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔古屋範子君登壇〕

○古屋範子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、産業保安分野における技術革新の進展及び保安人材の不足等の環境変化に対応し、産業保安規制体系の転換を図るため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進、ガス事業者間の災害時の連携強化、小規模な太陽光、風力発電設備の保安規制の見直し、カーボンニュートラルの実現に向けた保安規制の整備等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日秋生田経済産業大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。昨五月十一日に質疑に入り、質疑終了後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

出席国務大臣

外務大臣臨時代理 松野 博一君
国務大臣 萩生田光一君
経済産業大臣 西銘恒三郎君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る四月二十八日、岸田内閣総理大臣から細田議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第二二四号

令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

私は、令和四年四月二十九日(金)午前八時二十五分羽田空港発、五月六日(金)午後二時二十五分同空港着の予定で、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国、タイ王国、イタリア共和国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、昨十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律
教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

(報告書受領)
一、去る四月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画の報告

(議席指定)
一、去る四月二十八日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

一六 榊 渕 万里君

(理事補欠選任)
一、去る四月二十八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 佐々木 紀君(理事三ッ林裕巳君去る四月二十八日委員辞任につきその補欠)

一、昨十一日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 徳永 久志君(理事小熊慎司君昨十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

決算行政監視委員 榊 渕 万里君
一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり

令和四年五月十二日 衆議院会議録第二十五号

議長報告

り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

赤澤 亮正君

土田 慎君

鈴木 英敬君

勝目 康君

宗清 皇一君

石井 拓君

堀場 幸子君

金村 龍那君

石井 拓君

宗清 皇一君

勝目 康君

鈴木 英敬君

土田 慎君

赤澤 亮正君

金村 龍那君

堀場 幸子君

総務委員

辞任

補欠

加藤 竜祥君

中野 英幸君

鈴木 英敬君

高見 康裕君

西野 太亮君

土田 慎君

柳本 顕君

山口 晋君

高見 康裕君

鈴木 英敬君

土田 慎君

西野 太亮君

中野 英幸君

加藤 竜祥君

山口 晋君

柳本 顕君

予算委員

辞任

補欠

前原 誠司君

斎藤アレックス君

斎藤アレックス君

前原 誠司君

議院運営委員

補欠

三ッ林裕巳君

佐々木 紀君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

武村 展英君

三谷 英弘君

古川 直季君 長谷川淳二君
古川 康君 五十嵐 清君
三谷 英弘君 藤井比早之君
五十嵐 清君 古川 康君
長谷川淳二君 古川 直季君
藤井比早之君 武村 展英君

厚生労働委員

辞任

補欠

勝目 康君

山口 晋君

塩崎 彰久君

神田 潤一君

長谷川淳二君

高見 康裕君

堀内 詔子君

小島 敏文君

神田 潤一君

塩崎 彰久君

小島 敏文君

堀内 詔子君

高見 康裕君

長谷川淳二君

山口 晋君

勝目 康君

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

平沼正二郎君

石橋林太郎君

松本 尚君

塩崎 彰久君

大串 博志君

岡本あき子君

堤 かなめ君

大西 健介君

中谷 一馬君

荒井 優君

本庄 知史君

山田 勝彦君

山岸 一生君

阿部 知子君

浅川 義治君

早坂 敦君

大石あき子君

榊 渕 万里君

石橋林太郎君

石原 正敬君

大西 健介君

藤岡 隆雄君

石原 正敬君

平沼正二郎君

塩崎 彰久君

松本 尚君

阿部 知子君

山岸 一生君

法務委員

辞任

補欠

尾崎 正直君

山口 晋君

山口 晋君

神田 潤一君

神田 潤一君

尾崎 正直君

小淵 優子君

山口 晋君

武井 俊輔君

青山 周平君

本田 太郎君

金子 俊平君

青柳 仁士君

沢田 良君

青山 周平君

武井 俊輔君

金子 俊平君

本田 太郎君

山口 晋君

小淵 優子君

沢田 良君

青柳 仁士君

財務金融委員

辞任

補欠

神田 憲次君

畦元 将吾君

鈴木 隼人君

五十嵐 清君

畦元 将吾君

神田 憲次君

五十嵐 清君

鈴木 隼人君

厚生労働委員

辞任

補欠

畦元 将吾君

西田 昭二君

田村 憲久君

盛山 正仁君

三谷 英弘君

中川 貴元君

三ッ林裕巳君

小森 卓郎君

吉田とも代君

堀場 幸子君

り特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

西野 太亮君

土田 慎君

山本 左近君

山口 晋君

岡本あき子君

梅谷 守君

浮島 智子君

角田 秀穂君

梅谷 守君

伊藤 俊輔君

伊藤 俊輔君

神津たけし君

土田 慎君

西野 太亮君

山口 晋君

山本 左近君

神津たけし君

岡本あき子君

角田 秀穂君

浮島 智子君

原子力問題調査特別委員

補欠

辞任

補欠

睦元 将吾君

土田 慎君

宮内 秀樹君

国定 勇人君

築 和生君

東 国幹君

阿部 知子君

篠原 孝君

国定 勇人君

熊田 裕通君

東 国幹君

築 和生君

熊田 裕通君

宮内 秀樹君

土田 慎君

睦元 将吾君

篠原 孝君

阿部 知子君

地方創生に関する特別委員

補欠

辞任

補欠

土屋 品子君

山口 晋君

中野 英幸君

土田 慎君

野中 厚君

新谷 正義君

和田 義明君

東 国幹君

東 国幹君

和田 義明君

新谷 正義君

野中 厚君

土田 慎君

中野 英幸君

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

秋本 真利君

柳本 顕君

井出 庸生君

国定 勇人君

大西 英男君

三ッ林裕巳君

西野 太亮君

塩崎 彰久君

荒井 優君

吉田はるみ君

岡本あき子君

井坂 信彦君

池畑浩太郎君

空本 誠喜君

岸本 周平君

長友 慎治君

塩崎 彰久君

平沼正二郎君

井坂 信彦君

田嶋 要君

平沼正二郎君

土田 慎君

田嶋 要君

山岸 一生君

吉田はるみ君

荒井 優君

空本 誠喜君

池畑浩太郎君

国定 勇人君

井出 庸生君

土田 慎君

西野 太亮君

三ッ林裕巳君

大西 英男君

柳本 顕君

秋本 真利君

山岸 一生君

岡本あき子君

長友 慎治君

岸本 周平君

原子力問題調査特別委員

補欠

辞任

補欠

築 和生君

上田 英俊君

笠井 亮君

田村 貴昭君

上田 英俊君

築 和生君

田村 貴昭君

笠井 亮君

憲法審査会委員

辞任

補欠

井野 俊郎君

高見 康裕君

越智 隆雄君

塩崎 彰久君

船田 元君

五十嵐 清君

五十嵐 清君

船田 元君

塩崎 彰久君

越智 隆雄君

高見 康裕君

井野 俊郎君

(議案受領)

一、去る四月二十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

財政法の一部を改正する法律案

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る四月二十八日、憲法審査会に付託された議案は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外六名提出、衆法第三四号)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

財務金融委員会 付託

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

(参議院送付)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり特別委員辞任及び補欠選任)

定書の締結について承認を求めるの件

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件
万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案

一、去る四月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外六名提出)
自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十五名提出)

(決議送付)
一、去る四月二十八日、細田議長から岸田内閣総理大臣宛て、次の決議を送付した。
強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰五十周年に関する決議

(議案通知書受領)
一、昨十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案
公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

令和四年五月十二日 衆議院会議録第二十五号

(質問書提出)

一、去る四月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日本国内居住者の海外でのビジネスによる所得に対する課税に関する質問主意書(櫻井周君提出)
「全体主義」に関する質問主意書(米山隆一君提出)
知床沖観光船事故に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「円安はプラス」との見解に関する質問主意書(長妻昭君提出)
欧米で禁止の農薬に関する質問主意書(長妻昭君提出)

知床沖で事故を起こした観光船への検査等に関する質問主意書(長妻昭君提出)
存立危機事態における「着手」に関する質問主意書(長妻昭君提出)
生活保護の扶養照会に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)
一、去る四月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員近藤昭一君提出独立行政法人国立病院機構におけるいわゆる「名ばかり管理職」問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出円安が我が国経済に与える影響に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出円安への対処方法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出日本国内の金融資産の

議長報告

動向が為替レートに与える影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出為替レートの長期的動向に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出国債に関する金利とリスクの関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出所得税における直間比率の是正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出所得税の負担の公平性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出輸出還付金詐欺により血税が詐取されている問題に関する質問に対する答弁書

令和四年四月十八日提出
質問 第四四号

独立行政法人国立病院機構におけるいわゆる「名ばかり管理職」問題に関する質問主意書

提出者 近藤 昭一

独立行政法人国立病院機構におけるいわゆる「名ばかり管理職」問題に関する質問主意書

独立行政法人国立病院機構の外科系診療部長が二〇一九年五月、宇部労働基準監督署に、自身は管理職に該当せず時間外労働等について労働基準法の適用がされるべき旨を申告したところ、二〇二一年六月同監督署は、申告人が「労働基準法の労働時間等に関する規定が適用されない」「管理監督者」(同法第四十一条第二号)には該当しないと判断した。

この問題は右記申告人にとどまらず、国立病院機構全体の問題と考えられる。更に、日本の医療

界や社会全体の大きな問題であると考えられる。そこで、以下、質問する。

一 右記申告について二〇一九年九月、宇部労働基準監督署が国立病院機構に指導票を交付した。しかし、その後厚生労働省本省が検討して結果を出すまで、相当の時間が経過している。監督署が早期に「管理監督者には該当しない」と判断しているにもかかわらず、本省がそれを抑えるようなことは適切とはいえないのではない

二 本件と同様の事態が、国立病院機構全体に存在する懸念がある。右記申告人は、国立病院機構本部の管轄である品川労働基準監督署にも報告した。国立病院機構全体の管理監督者の実態について、政府の把握するところを明らかにされたい。本件と同様の事態を把握していないなら直ちに調査し、「管理監督者」に該当しない労働者がいれば是正すべきではないか。

三 宇部労働基準監督署の二〇一九年九月の指導票には「今後において、時間外労働休日労働に関する協定届の適用、割増賃金の支払い、休憩時間の取得など、法に沿った管理を行う必要があり」と記載されている。また、右記申告人は「私が国立病院機構の職員であった二〇〇六年四月から二〇二〇年三月までは、タイムカードなどの労働時間の記録は全くなかった」とも指摘する。本件を含め、右記法に沿った管理が実行されているか政府が把握するところを明らかにされたい。

四 右記申告人は労働基準監督署に「文章での報告を求めたが、拒否された。社会通念上、社会常識上、文章での回答が常識である」と指摘しており、当然である。労基法違反の申告に対

令和四年五月十二日 衆議院会議録第二十五号

議長の報告

し、文書回答すべきではないか。政府の見解を求める。

五 右記申告人が、本件申告・改善措置にかかわる監督復命書などを、いわゆる行政機関個人情報保護法によって開示請求したところ、不開示部分が過剰であった。しかも、厚生労働省は不開示の理由説明書に、不開示とする裁量権の根拠判例として「最高裁判所昭和五十三年十月四日大法廷判決（民集三十二巻七号千二百二十三頁）」を引用する。しかし、この判例は「外国人は、憲法上、わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されていない」として法務大臣の裁量権を認めたもので、不開示の裁量権をこのように広く解釈するのは、憲法上の国民の権利に照らし不適切である。このような判例の引用を撤回し、監督復命書などを申告人に適切に開示すべきではないか。

六 右記五の理由説明書で、厚生労働省は「これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある」と弁明する。そうだとするならば、国立病院機構全体にまん延すると考えられる「名ばかり管理職」という労基法違反の防止措置を、各人の申告を待たず、厚生労働省として積極的に行うべきではないか。

右質問する。

内閣衆質二〇八第四四号

令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員近藤昭一君提出独立行政法人国立病院機構におけるいわゆる「名ばかり管理職」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員近藤昭一君提出独立行政法人国立病院機構におけるいわゆる「名ばかり管理職」問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別の事案に関するものであり、また、労働基準監督機関における今後の業務に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたいが、一般に、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四条第一項の規定に基づく申告がなされた事業場に対しては、必要に応じて、同法第百一条第一項の規定に基づく臨検等を行い、同法違反の有無について確認を行うこととしているところ、これらの対応に当たっては、当該申告を行った労働者の就業状況等の事実関係を確認するための調査等を行う必要があるため、一定の時間を要するものである。

二、三及び六について

お尋ねの「国立病院機構全体の管理監督者の実態」及び「右記法に沿った管理が実行されているか」については、政府として把握していない。また、「本件と同様の実態を把握していないなら直ちに調査し、「管理監督者」に該当しない労働者がいれば是正すべきではないか」及び「名ばかり管理職」という労基法違反の防止措置を、各人の申告を待たず、厚生労働省として積極的に行うべきではないか」とのお尋ねについては、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三条第三項において、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならないとされていることを踏まえれば、独立行政法人国立病院機構における管理監督者の取扱いについては、同機構の各事業場において、労働基準関係法令に基づき適切に対応されるべきものであると考えている。なお、一般論として、労働基準監督機関においては、管理監督者の適正な取扱いについて、事業場に対する監督指導、集団指導等を通じて、使用者に対して必要な指導を行っているところである。

い労働者がいれば是正すべきではないか」及び「名ばかり管理職」という労基法違反の防止措置を、各人の申告を待たず、厚生労働省として積極的に行うべきではないか」とのお尋ねについては、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三条第三項において、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならないとされていることを踏まえれば、独立行政法人国立病院機構における管理監督者の取扱いについては、同機構の各事業場において、労働基準関係法令に基づき適切に対応されるべきものであると考えている。なお、一般論として、労働基準監督機関においては、管理監督者の適正な取扱いについて、事業場に対する監督指導、集団指導等を通じて、使用者に対して必要な指導を行っているところである。

四について

労働基準法第百四条第一項の規定に基づく申告を受けて労働基準監督機関が実施した監督指導の結果について、当該申告を行った労働者に対して文書で回答することは、同法上義務付けられていない。

五について

お尋ねについては、個別の事案に関するものであり、お答えを差し控えたいが、いずれにしても、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条の規定に基づく自己を本人とする保有個人情報の開示の請求があった場合には、当該請求を受けた行政機関の長等において、当該請求の対象となる文書に記載された情報が同法第七十八条各号に掲げる不開示情報に該当するか否かについて適切に判断しているところである。

令和四年四月二十日提出
質問 第四五号

円安が我が国経済に与える影響に関する質問
主意書

提出者 櫻井 周

円安が我が国経済に与える影響に関する質問
問主意書

三月上旬には一米ドル百十五円前後であったのが、四月中旬には百二十五円を超える円安ドル高になった。一カ月あまりで十円以上の円安というのは大きな変動であり、我が国経済に様々な影響を与えようと考えられるところ、以下、質問する。

一 令和四年三月二十五日の衆議院財務金融委員会での中川正春委員の質問に対して日本銀行の黒田東彦総裁は「為替円安が全体として経済と物価を共に押し上げ、我が国経済にプラスに作用しているという基本的な構図は変わりない」と答弁した。一方で、日本経済新聞が四月に行った市場関係者調査によると、現在の円安が日本経済に与える影響について「マイナス」と答えた回答比率は半数以上であった。円安が日本経済にとってプラスなのかマイナスなのか、政府の見解如何。

二 円安の効果について主体別に分析すると、円安は輸出企業と海外投資企業にとってはプラスであるが、部品を国内企業に納品する製造業を含めて国内市場向けの企業や国内消費者にとってはマイナスと考える。すなわち、結果として国内消費者から輸出事業者への所得移転と同様の効果を生じることとなると考えられるが、政府の見解如何。

三 かつては円安に振れば、輸出ドライブがか

かり円高要因が発生して円安を抑制することになったが、現在はこのような抑制作用が働かなくなっており、円安に歯止めが効かなくなるリスクがあると考えられるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質二〇八第四五号

令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出円安が我が国経済に与える影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出円安が我が国経済に与える影響に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「円安が日本経済にとってプラスなのかマイナスなのか」について、一般論として申し上げれば、輸出企業や海外展開をしている事業者等の収益は改善する一方、輸入物価の上昇により、仕入価格の上昇を通じた企業の収益悪化や消費者への負担の増加になり得ると考えている。

二について

お尋ねについては、御指摘の「所得移転」の意味するところが明らかではなく、お答えすることとは困難である。

三について

為替レートは、様々な要因を背景に市場において決まるものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

令和四年四月二十日提出
質問 第四六号

円安への対処方法に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

円安への対処方法に関する質問主意書

三月上旬には一米ドル百十五円前後であったのが、四月中旬には百二十五円を超える円安ドル高になった。一カ月あまりで十円以上の円安というのは大きな変動であり、さらに円安が進んだときには円の通貨防衛が必要になると考えられるところ、以下、質問する。

一 通貨の防衛策として諸外国が一般的に行っているものとして金利の引き上げがある。しかし、日本銀行は国債を五百兆円以上保有している。日本銀行の政策金利を、日本銀行が保有する国債の金利よりも高い水準に引き上げると、日本銀行としては逆輸が生じて赤字要因になると考えられるが、政府の見解如何。

二 通貨の防衛策として諸外国が一般的に行っているものとして金利の引き上げがある。しかし、政府は毎年多額の新規と借り換えの国債を発行しており、例えば令和三年度では二百兆円以上も発行している。金利を引き上げれば、たちまち利払費が財政を圧迫することとなると考えられるが、政府の見解如何。

三 日本銀行の逆輸リスクと政府の財政悪化リスクを勘案すれば、通貨防衛のために金利を引き上げたとしても引き上げられない状況に陥っていると考えられるが、政府の見解如何。

四 日本国内で金利を引き上げられない、すなわち日本銀行と日本政府は通貨防衛の有力な手段が使えないと見透かされれば、投機筋などに狙

われるリスクがあると考えられるが、政府の見解如何。

五 為替介入は、円高に対する対策としては無限にできるで必ず勝てるが、円安に対する対策としては日本の外貨準備が上限になることから投機筋に負けるリスクがあり、為替介入は常に有効とは限らないと考えられるが、政府の見解如何。

六 アベノミクスにより、日本銀行が巨額の国債を抱えることとなり、財政再建が遠のいた。このことが、円安と物価上昇から国民生活を守る手段を損なうこととなったと考えられるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質二〇八第四六号

令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出円安への対処方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出円安への対処方法に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、仮定の御質問であり、お答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げます。日本銀行の財務状況は、様々な要因に左右されるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「金利」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国債の金利が上昇すれば、

利払費の増大により財政の硬直化が引き起こされるおそれがあると認識している。

三について

お尋ねの「金利」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、日本銀行による金融政策の具体的な手法については、同行の金融政策運営に関するものであり、同行の自主性を尊重する観点から、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねについては、仮定の御質問であり、お答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げます。本邦通貨の外国為替相場の安定は重要であり、今後とも、外国為替市場の動向を注視し、適切に対応してまいりたい。

五について

お尋ねの「有効」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、外国為替平衡操作の効果については外国為替市場の状況等に依じて変わらうるものであり、一概にお答えすることは困難である。

六について

経済再生を進める中で歳入・歳入両面の改革を行い、第二次安倍内閣発足から二十年代後半にかけて、国・地方を合わせた基礎的財政収支の赤字の対GDP比が縮小するなど、財政健全化に大きな道筋をつけてきたと考えている。その後、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を賄うため多額の国債を発行することになったが、国民の命と暮らしを守り抜くために必要なものであったと認識している。政府としては、経済再生と財政健全化には引き続き取り組んでいくこととしており、また、今般の原油

価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に対しては、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和四年四月二十六日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)に基づき、緊急かつ機動的に対応することとしている。

令和四年四月二十日提出
質問 第四七号

日本国内の金融資産の動向が為替レートに与える影響に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

日本国内の金融資産の動向が為替レートに与える影響に関する質問主意書

日本国内には、約二千兆円ともいわれる金融資産がある。この金融資産の運用が為替レートに小さくない影響を与えると考えられるところ、以下、質問する。

一 現状は多くの金融資産が国内で運用されているが、その理由の一つとして円高リスクの回避が考えられる。しかし、海外の金利が高く、円の先安感により海外での外貨運用の方が有利となると考えられるようになると、日本国内の金融資産が海外で運用されるようになると考えるが、政府の見解如何。

二 日本国内の円での金融資産が海外で外貨で運用されるようになることは円安要因になり、円安が円安を呼ぶ状況に陥るリスクがあると考えられるが、政府の見解如何。

内閣衆質二〇八第四七号

令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出日本国内の金融資産の動向が為替レートに与える影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出日本国内の金融資産の動向が為替レートに与える影響に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、様々な要因に左右されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

二について

為替レートは、様々な要因を背景に市場において決まるものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

令和四年四月二十日提出
質問 第四八号

為替レートの長期的動向に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

為替レートの長期的動向に関する質問主意書

日本国内の年齢構成が高齢化し、生産年齢人口の割合が減少すれば、国内生産額に対する国内消費額の割合が高まり、結果として貿易赤字の要因となると考えられる。我が国の人口動態を勘案すれば、長期的には円安に振れる可能性があると考えられるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二〇八第四八号

令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出為替レートの長期的動向に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出為替レートの長期的動向に関する質問に対する答弁書

為替レートは、様々な要因を背景に市場において決まるものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

令和四年四月二十日提出
質問 第四九号

国債に関する金利とリスクの関係に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

国債に関する金利とリスクの関係に関する質問主意書

金融市場の原理として、リスクと金利は正比例の関係にある。リスクの高い債券にはそのリスクに見合う金利を上乗せさせるからである。実際、世界の主要先進国の国債の金利と債務残高GDP比率は概ね正比例の関係にある。

一 日本は例外で、主要先進国の中で政府債務残高対GDP比が最も高い、すなわち最悪であるにもかかわらず、国債金利は最も低いのはなぜと考えるか。

二 イールドカーブ・コントロール(長短金利操作)によって日本の国債市場は、価格形成機能が損なわれたのではないかと。政府の見解を求めらる。

三 令和四年四月五日に新規発行の十年物国債の入札において、表面利率を年〇・一%から〇・二%に引き上げたのはなぜか。

右質問する。

内閣衆質二〇八第四九号

令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出国債に関する金利とリスクの関係に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出国債に関する金利とリスクの関係に関する質問に対する答弁書

一について

国債金利は、経済・財政の状況等の様々な要因を背景に市場において決まるものであり、その動向について言及することは市場に無用の混乱を生じさせかねないことから、国債金利の動向に関するお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

二について

令和三年四月十六日の衆議院財務金融委員会において、黒田東彦日本銀行総裁は「国債市場の機能度を確保しつつ、他方で零パーセント程度というイールドカーブコントロールの金融緩和効果をしっかりと確保していく」と述べている

ものと承知しており、日本銀行においては、二パーセントの物価安定目標の実現に向け、国債市場の機能の確保も含め、経済、物価及び金融の情勢を踏まえつつ、適切に金融政策の運営を進めているものと承知している。

三 税収において、直接税の割合が低下し、間接税の割合が増加した結果、税制の持つ所得再分配機能が損なわれ、格差社会となってしまう。経済格差が拡大すると、消費性向の高い低所得者の消費が抑えられてしまう一方で、高所得者の消費は消費性向が低いので伸び悩み、社会全体としては消費が停滞することとなり、デフレの原因となる。国内消費を活性化することで経済成長を促すという観点から、経済格差を是正するために、税収における直接税の割合を一定以上確保すべきと考えるが、政府の見解如何。

三 税収において、直接税の割合が低下し、間接税の割合が増加した結果、税制の持つ所得再分配機能が損なわれ、格差社会となってしまう。経済格差が拡大すると、消費性向の高い低所得者の消費が抑えられてしまう一方で、高所得者の消費は消費性向が低いので伸び悩み、社会全体としては消費が停滞することとなり、デフレの原因となる。国内消費を活性化することで経済成長を促すという観点から、経済格差を是正するために、税収における直接税の割合を一定以上確保すべきと考えるが、政府の見解如何。

三 税収において、直接税の割合が低下し、間接税の割合が増加した結果、税制の持つ所得再分配機能が損なわれ、格差社会となってしまう。経済格差が拡大すると、消費性向の高い低所得者の消費が抑えられてしまう一方で、高所得者の消費は消費性向が低いので伸び悩み、社会全体としては消費が停滞することとなり、デフレの原因となる。国内消費を活性化することで経済成長を促すという観点から、経済格差を是正するために、税収における直接税の割合を一定以上確保すべきと考えるが、政府の見解如何。

令和四年四月二十日提出
質問 第五〇号

税収における直間比率の是正に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

主 意 書
税収における直間比率の是正に関する質問

平成の約三十年間で、直接税である所得税と法人税は減収となり、間接税である消費税は増収となっている。あるべき直間比率を検討するため、以下、質問する。

一 政府は、「直間比率の是正」と言い、直接税の比率を下げ、間接税の比率を引き上げてきた。政府の主張する「直間比率の是正」は、何を目的にしているのか。

二 税収において、直接税の割合が低下し、間接税の割合が増加した結果、税制の持つビルトイン・スタビライザー機能が損なわれた。景気対策を即時に行うためにビルトイン・スタビライザー機能を確保するために、税収における直接税の割合を一定以上確保すべきと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質二〇八第五〇号
令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出税収における直間比率の是正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出税収における直間比率の是正に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「直間比率の是正」については、昭和六十二年及び昭和六十三年の抜本的税制改革において個人所得課税の負担軽減、消費税の導入等を内容とした改革が行われ、当時、こうした改革の内容を指して直間比率の是正と呼ばれたことがあると承知しているが、直間比率は、その時々々の経済状況や税制の在り方の検討の結果として出てくる数値であって、政府としてその比率自体を是正するために税制改正に取り組ん

できたものではない。

二及び三について

御指摘の「ビルトイン・スタビライザー機能」や「所得再分配機能」については、税制以外の諸制度が果たす役割を踏まえ、税制のみならず、関連する制度全体として評価すべきものであり、また、御指摘の「税収における直接税の割合」は、その時々々の経済状況や税制の在り方の検討の結果として出てくる数値であることから、税制におけるこれらの機能の確保の観点のみをもつて、「税収における直接税の割合」の在り方を検討することは必ずしも適切ではない。

令和四年四月二十日提出
質問 第五一号

提出者 櫻井 周

所得税の負担の公平性に関する質問主意書

所得税の負担の公平性に関する質問主意書
所得が一億円を超えると実効税率が低下し、累進どころか逆進になっているという問題について、政府の問題認識と取組みを質するため、以下、質問する。

一 所得が一億円を超えると実効税率が低下すると言われていたのはなぜか。

二 所得が多い方が実効税率は低いという逆転現象について、解消すべきと考えるが、政府の認識と取組み如何。

内閣衆質二〇八第五一号
令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出所得税の負担の公平性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出所得税の負担の公平性に関する質問に対する答弁書

一 について

国税庁が行った令和二年分の申告所得税基本調査によると、各合計所得階級における源泉徴収税額と申告納税額との合計額が合計所得金額に占める割合（以下「所得税負担率」という。）は、五千万円超一億円以下の合計所得階級における二七・一パーセントが最大となっており、一億円超の各合計所得階級における所得税負担率は五千万円超一億円以下の合計所得階級における所得税負担率よりも低い水準となっている。

所得税負担率が低下する理由としては、一億円超の各合計所得階級において、分離課税が適用される「株式等の譲渡所得等」の金額が合計所得金額に占める割合が高いこと等が考えられる。

二 について

お尋ねについては、令和三年十二月十日に与党が取りまとめた「令和四年度税制改正大綱」において、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。」とされており、金融所得課税の在り方については、今後、与党税制調査会等にお

いて議論が行われていくものと考えているが、政府としては、当該議論を踏まえて対応してまいりたい。

令和四年四月二十日提出
質問 第五二二号

輸出還付金詐欺により血税が詐取されている問題に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

輸出還付金詐欺により血税が詐取されている問題に関する質問主意書

消費税率引き上げにより、いわゆる輸出還付金に係る詐欺的行為の旨味が倍増している。

一 貴重な血税を詐取から守るために税務調査を徹底すべきと考えるが、政府の取り組み如何。

二 税務調査を徹底的に実施するために、税務署の人員を増強することを提案するが、政府の見解如何。

三 輸出還付金に係る詐欺的行為の旨味が倍増したのは、消費税率引き上げによる。消費税という制度の限界であり、税率を引き下げることによって犯罪へのインセンティブを減じさせることを提案するが、政府の見解如何。

内閣衆質二〇八第五二二号

令和四年四月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出輸出還付金詐欺により血税が詐取されている問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出輸出還付金詐欺により血税が詐取されている問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「貴重な血税を詐取から守るために税務調査を徹底すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとする行為については、課税の公平性を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題であると認識しており、消費税の適正課税の確保を税務調査における重点課題の一つとして位置付け、厳正に対処することとしている。

二について

お尋ねについては、税務の複雑性・困難性が增大している状況を踏まえ、引き続き必要に応じた税務署を含む国税庁の定員の確保等により、税務執行体制の強化に努めてまいりたい。

三について

御指摘の「輸出還付金に係る詐欺的行為の旨味が倍増した」との意味するところが必ずしも明らかではないが、消費税については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられており、消費税率を引き下げることとは考えていない。

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松原仁君提出日本人義勇兵に関する質問に対する答弁書

衆議院議員神谷裕君提出改正労働契約法と有期

雇用契約に関する質問に対する答弁書

令和四年四月二十二日提出
質問 第五三三号

日本人義勇兵に関する質問主意書

提出者 松原 仁

日本人義勇兵に関する質問主意書

駐日ウクライナ大使館が本年二月末、外国人義勇兵を募集している旨を公式ツイッターに投稿したところ、約七十名の日本人から応募があったとセルギー・コルスンスキー駐日ウクライナ大使が述べている。また、そのうち約五十名が元自衛官だったと報道されている。日本人志願者がウクライナに入国したとの報道もある。

本職もウクライナ救援のため活動する者であるが、これほど多くの日本人が命懸けでウクライナの人々を助けようとしていることに感嘆した。特に、多数の元自衛官が応募した事実は、「私は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」と服務の宣誓を行った自衛隊員の精強さや勇気、正義感を示すものであり、大変心強く思った次第である。

しかしながら、別の考え方が存在することも無視できない。ウクライナ語が堪能でない日本人がもつとも貢献できる方法は、兵士として従軍することではなく、人道支援活動や報道、国際世論への

働きかけ等であるとする見解もある。また、日本人義勇兵を含め、外国人義勇兵がロシア軍に捕らえられた場合、人質のような存在となり、義勇兵自身が危険に直面するばかりか、その出身国の政府が直接紛争に巻き込まれ、当該政府が厳しい立場に立たされる危険もあり、結果的にウクライナの利益を損なうことにもなりかねないとの見解もある。

実際、四月十八日、ロシア国営テレビは、ウクライナ側の兵士として同国で戦闘に参加し、ロシア側の捕虜となった英国人とされる二名が、ウクライナ政府に対し拘束している親ロシア派政治家と自分達の交換を働きかけるよう、ジョンソン英首相に嘆願する映像を公開した。

そこで、以下、政府の見解を問う。

一 日本国憲法は、その前文で、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定し、また、「日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と規定する。国民として、自ら危険を引き受け、その危険につき政府による庇護を放棄して義勇兵として当該前文の趣旨を実践する国民に対し、国民の国外犯規定がある刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十九条の殺人罪及びその未遂罪について、令和四年三月二十四日の国際連合による人道決議がなされて以降は、外国政府の指揮命令の下で行った行為は正当行為として違法性は阻却されるか。政府の見解如何。

二 ジュネーブ条約他、国際法の下では、戦争の
当事国の正規軍の兵士が負傷したり、捕虜とな
るなどして戦闘外に置かれたときには、復讐や
拷問等、屈辱的な扱いを受けることがないよう
保護されるものとされている。一方、外国人義
勇兵や傭兵については、戦闘捕虜となった場
合、正規の戦闘員と同等の保護を受ける権利も
認められず、その扱いは各国政府の判断に任さ
れている。

人の移動が国境を越えて自由になされている
現代社会において、正規軍以外の戦闘に關与す
る者すべてを対象に正規軍同様の国際法上の合
法的な地位を与えるよう、国際社会に新たな条
約の締結を行うなど国際間での合意を図るべき
との見解があるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質二〇八第五三三号

令和四年五月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員松原仁君提出日本人義勇兵に關する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出日本人義勇兵に關
する質問に対する答弁書

一 について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した
証拠に基づいて個々に判断されるべき事柄であ
るため、一概にお答えすることは困難である。

二 について

お尋ねについては、御指摘の「正規軍以外の
戦闘に關与する者すべて」の具体的に指し示す
範囲が明らかではなく、また、「正規軍同様の

国際法上の合法的な地位」の意味するところが
明らかではないため、お答えすることは困難で
ある。

令和四年四月二十二日提出
質 問 第 五 四 号

改正労働契約法と有期雇用契約に關する質問
主意書

提出者 神谷 裕

改正労働契約法と有期雇用契約に關する質
問主意書

我が国において多くの有期雇用労働者が大量に
雇い止めされている問題について、お尋ねする。

一 我が国の労働者の約四割を占める有期雇用契
約による非正規労働者の雇用安定化を目的とし
て、「労働契約法の一部を改正する法律」が平成
二十四年八月十日に公布された。有期労働契約
が反復更新されて通算五年を超えたときは、労
働者の申込みにより、無期契約に転換できる
ルールが平成二十五年四月一日に施行された。

しかし、無期転換できた労働者はわずかであ
り、無期転換権の発生直前の雇止めが常態化し
ている。

1 改正労働契約法の趣旨どおり、無期転換権
を得て無期雇用に移行した労働者の人数につ
いて、政府が把握するところをお示しいた
きたい。

2 多くの独立行政法人、企業等では、無期転
換権の発生を阻止するために、更新五年上限
の就業規則を設けているが、違法ではない
か。政府の見解を求める。

3 改正労働契約法の趣旨が無視され、無期転
換が行われていないとすれば、この労働契約

法が空洞化していると言わざるを得ない。こ
の状態を放置するならば、その理由をお示し
いただきたい。

二 厚生労働省は、参議院・厚生労働委員会(平
成二十八年)、衆議院・厚生労働委員会(平成二
十九年)において、「無期転換ルールを免れる目
的で雇い止めをしているような事案を把握した
場合には、都道府県労働局におきましてしつ
かりと啓発指導する」「無期転換申込権を行使しな
いことを更新の条件とする等、労働者にあら
じめ無期転換申込権を放棄させることを認める
ことは、法の趣旨を没却することなので、こ
うした労働者の意思表示については、公序良俗に
反し、無効と解される旨答弁している。

1 厚生労働省の啓発指導に対してどのような
対応があったのか、お答え願いたい。

2 啓発指導に即した対応がなかった場合、政
府は今後どのように指導するのか。

三 平成二十五年十二月公布の「研究開発シス
テムの改革の推進等による研究開発能力の強化及
び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び
大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正
する法律(平成二十六年四月一日施行)によ
り、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等
については、無期転換権発生までの期間を五年
から十年とする特例が設けられた。

1 この特例に併せて二〇二二年度末の無期転
換もしくは雇止めの状況について、政府が把
握するところをお示しいたきたい。

2 加えて、どのような業務形態・業務内容の
方が雇止めの対象となつているか、政府の把
握するところをお示しいたきたい。

3 東北大学では約二百四十名が、理化学研究
所では約六百名が、二〇二三年三月末に雇い

止めされる可能性がある。無期転換権の発生
直前の雇止めであり、労働契約法に反してい
ないか。

4 二〇二三年三月末には、日本全国で数千名
の教員・研究員が職を追われると推測され
る。雇い止めされるのは主に若手研究者であ
る。日本の研究力の低下に拍車をかけ、科学
技術力を損なう重大な事態である。これを放
置することは、政府としての責任を問われる
ことになるが、いかがか。

5 五年雇止めも、この十年雇止めも、労働契
約法の潜脱であり、有期労働契約の労働者の
雇用が法改正により不安定になっている。改
善に向けた政府としての対応方針をお示しい
ただきたい。
右質問する。

内閣衆質二〇八第五四号

令和四年五月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員神谷裕君提出改正労働契約法と有期
雇用契約に關する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員神谷裕君提出改正労働契約法と
有期雇用契約に關する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「改正労働契約法の趣旨どおり、無
期転換権を得て無期雇用に移行した」の意味す
るところが必ずしも明らかではないが、厚生労
働省の「令和二年有期労働契約に關する実態調
査(事業所調査)」等を基に推計すると、平成三
十年度及び令和元年度の常用労働者五人以上の

「第七章 新産業創出等研究開発基本
第八章 福島国際研究教育機構
第一節 総則
第二款 通則（第九十二條）第九
生協議會（第百條）
施策の推進のために必要な措置（第九十條）第九

十九 条

を

第一 節 役員及び職員（第百条）
第二 節 新設業務（第百条）
第三 節 業務運営（第百条）
第四 節 業務（第百条）
第五 節 中期目標等（第百条）
第六 節 監督及び會計（第百条）
第七 節 雑則（第百二十五条）
第八章 福島復興に關する
第九章 原子力災害からの福島復興
第十章 雑則（第百四十五条）
第十一章 罰則（第百四十五条）
第十二章

計画（第九十条・第九十一条）

十六 条
百八 条
百九 条
議 会（第九十条）

条（第百十七条）
 条（第百二十二条）
 二十四条）
 二十八条）
 再生協議会（第百二十九
 十四条）
 四十八条）

に改める。

第七條第六項中「地方公共団体」の下に「福島国際研究教育機構」を加え、同条第八項中「第二百二条ただし書」を「第四百四十一条ただし書」に改め、同条第九項第二号中「実施主体」の下に「並びに福島国際研究教育機構」を加える。

第十七條の二第一項中「第九十三條」を「第三百十二條」に改める。

第二百五條を第四百四十四條とし、第四百四條を第四百三十三條とする。

第三百三條中「法律」の下に「(第八章を除く。)」を加え、同条を第四百四十二條とする。

第二百二條中「この法律」の下に「(第八章を除く。)」を加え、同条を第四百四十一條とする。

第一百一條を第四百四十條とする。

第九章を第十一章とする。

第八章中第一百條を第三百三十九條とする。

第八章を第十章とする。

第七章中第九十九條を第三百三十八條とし、第九十二條から第九十八條までを三十九條ずつ繰り下げ、第九十一條の前の見出しを削り、同条を第三百三十條とし、同条の前の見出しとして「住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置」を付し、第九十條を第二百二十九條とする。

第七章を第九章とし、第六章の次に次の二章を加える。

第七章 新産業創出等研究開発基本計画
(新産業創出等研究開発基本計画の策定等)

第九十條 内閣総理大臣は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発(以下「新産業創出等研究開発」という。)並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保に関する施策並びにこれらに関連する施策(以下「新産業創出等研究開発等施策」という。)

令和四年五月十二日 衆議院会議録第二十五号

の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島復興再生基本方針に即して、新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画(以下「新産業創出等研究開発基本計画」という。)を定めるものとする。

2 新産業創出等研究開発基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 新産業創出等研究開発等施策についての基本的な方針
二 総合的かつ計画的に講ずべき新産業創出等研究開発等施策

三 前二号に掲げるもののほか、新産業創出等研究開発等施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号の新産業創出等研究開発等施策については、当該新産業創出等研究開発等施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画の作成に当たっては、福島の自然的、経済的及び社会的な特性が最大限に活用されることとなるよう努めるものとする。

5 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び福島県知事の意見を聴かなければならない。

6 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
7 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発等施策の効果に関する評価を踏まえ、新産業創出等研究開発基本計画の見直しを行い、必要な変更

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

を加えるものとする。

8 第四項から第六項までの規定は、新産業創出等研究開発基本計画の変更について準用する。
(新産業創出等研究開発基本計画における福島国際研究教育機構の位置付け)

第九十一條 新産業創出等研究開発基本計画は、福島国際研究教育機構が、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保において中核的な役割を担うよう定めるものとする。

第八章 福島国際研究教育機構
第一節 総則
第一款 通則

(機構の目的)
第九十二條 福島国際研究教育機構(以下「機構」という。)は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行うことを目的とする。

(法人格)
第九十三條 機構は、法人とする。

(事務所)
第九十四條 機構は、主たる事務所を福島県に置く。

(資本金)
第九十五條 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び福島の地方公共団体(以下「政府等」という。)が出資する額の合計額とする。
2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

る。

3 政府等は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4 政府等は、第一項又は前項の規定により機構に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は機械設備(次項において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。
5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限)
第九十六條 機構でない者は、福島国際研究教育機構という名称を用いてはならない。

第二款 設立
(理事長及び監事となるべき者)
第九十七條 主務大臣は、機構の長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。
3 第二百二條第一項の規定は、第一項の理事長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)
第九十八條 主務大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。
2 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により

指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(機構が承継する国の権利義務)

第九十九条 国が有する権利及び義務のうち、第一百十条第二項各号に掲げる業務に係るものとして政令で定めるものは、機構の成立の時に置いて機構が承継する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第一百条 機構に、役員として、理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(役員の仕事及び権限)

第一百一条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

3 監事は、機構の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、機構がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の主務省令で定める書類を主務大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、機構の子法人(機構がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。

以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

9 理事は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事が置かれていないときは、理事長の職務を代理し又はその職務を行う者は、監事とする。

10 前項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の仕事)

第一百二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 機構が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、機構が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 主務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募(理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。)の活用を努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するため

に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

5 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

(役員の仕事)

第一百三條 理事長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む機構の第一百二条第一項に規定する中期目標の期間(以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。)の末日までとする。ただし、主務大臣は、より適切と認める者を任命するため特に必要があると認めるときは、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期を、任命の日から、当該初日から三年又は四年を経過する日までとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、第九十七条第一項の規定により理事長となるべき者としてより適切と認める者を指名するため特に必要があると認めるときは、同条第二項の規定によりその成立の時に於いて任命されたものとされる理事長の任期を、任命の日から、中期目標の期間の初日から三年又は四年を経過する日までとすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、補欠の理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 監事の任期は、理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日(第一百八条第一項の規定によ

る同項の財務諸表の承認の日をいう。)までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が当該理事長の任期の末日以前であるものに限り)とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第一百四條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者及び教育公務員又は研究公務員で政令で定めるものを除く。)は、役員となることができる。い。

(役員の仕事)

第一百五條 機構の役員は、その任務を怠ったときは、機構に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができる。

(役員の仕事)

第一百六條 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員の仕事)

第一百七條 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(労働契約の特例)

第一百八條 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。一 研究者等(新産業創出等研究開発に従事す

る研究者及び技術者をいう。第三号において同じ。であつて機構との間で期間の定めのある労働契約(以下この条において「労働契約」という。)を締結したもの

二 新産業創出等研究開発等(新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及をいう。以下この号及び次号並びに第三項において同じ。)に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の新産業創出等研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限り)に従事する者であつて機構との間で労働契約を締結したもの

三 機構以外の者が機構との協定その他の契約により機構と共同して行う新産業創出等研究開発等(次号において「共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する研究者等であつて機構以外の者との間で労働契約を締結したものの

四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限り)に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う機構以外の者との間で労働契約を締結したもの

2 前項第一号及び第二号に掲げる者(大学の学生である者を除く)のうち大学に在学している間に機構との間で労働契約(当該労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。)を締結していた者の同項第一号及び第二号の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学

に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

3 機構は、新産業創出等研究開発等を行うに当たっては、第一項第一号及び第二号に掲げる者について、各人の知識及び能力に応じた適切な処遇の確保、労働条件の改善その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 新産業創出等研究開発協議会
第九十九条 機構は、新産業創出等研究開発等施策の実施に必要な協議を行うため、新産業創出等研究開発協議会(以下この条及び次条第一項第七号において「協議会」という。)を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
一 機構
二 福島県知事
三 大学その他の研究機関
四 関係行政機関、福島の関係市町村長その他の機構が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の関係行政機関並びに原子力災害からの福島の復興及び再生に取り組む事業者その他の関係者(次項において「関係行政機関等」という。)に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重し

なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第四節 業務運営
第一款 業務

(業務の範囲)
第一百十条 機構は、第九十二条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 新産業創出等研究開発及びその環境の整備を行うこと。
二 新産業創出等研究開発の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
四 機構の施設及び設備を第八十八条の二に規定する事業活動を行う者その他の新産業創出等研究開発に資する活動を行う者の利用に供すること。

五 新産業創出等研究開発に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
六 海外から新産業創出等研究開発に関する研究者を招へいすること。

七 協議会の設置及び運営並びに当該協議会の構成員との連絡調整を行うこと。
八 新産業創出等研究開発に係る内外の情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

九 前号に掲げるもののほか、原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動を行うこと。

十 新産業創出等研究開発の成果の活用を促進

する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

十一 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う新産業創出等研究開発に関する研修その他の機構以外の者との連携による新産業創出等研究開発に関する教育活動を行うこと。

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項第十号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
(株式又は新株予約権の取得及び保有)
第一百十一条 機構は、機構の新産業創出等研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下この項において「成果活用事業者」という。)に対し、新産業創出等研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 機構は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)を保有することができる。

第二款 中期目標等
(中期目標)
第一百十二条 主務大臣は、七年間において機構が達成すべき研究開発等業務(第一百十条第一項各

号に掲げる業務のうち、第一百七条第一項に規定する助成等業務を除いたものをいう。以下同じ。についての運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。 一 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する事項 二 研究開発等業務の運営の効率化に関する事項	るものとする。 一 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 二 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 三 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 四 短期借入金限度額 五 不要財産(第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下同じ。)又は不要財産となるが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 七 剰余金の使途 八 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項	6 機構は、第一項又は第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 7 中期計画は、福島復興再生計画との調和が保たれたものでなければならない。 (年度計画) 第七百十四条 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項又は第三項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の研究開発等業務の運営に関する計画(次項及び次条第九項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	業務の実績 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績及び中期目標の期間における研究開発等業務の実績 2 機構は、前項の規定による評価のほか、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期が第百三条第一項ただし書の規定により定められた場合又は第九十七条第二項の規定によりその成立の時に於いて任命されたものとき、この項において「最初の理事長」という。)の任期(補欠の理事長の任期を含む。)の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の理事長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における研究開発等業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。
3 中期目標は、新産業創出等研究開発基本計画に即するものでなければならない。 4 主務大臣は、中期目標を定め、又は変更するときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。 5 主務大臣は、前項の規定により中期目標に係る意見を聴くときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。 (中期計画) 第七百十三条 機構は、前条第一項の規定により中期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定め	三 財務内容の改善に関する事項 四 前三号に掲げるもののほか、研究開発等業務の運営に関する重要事項 五 不要財産(第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下同じ。)又は不要財産となるが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 七 剰余金の使途 八 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項 3 機構は、第一項の認可を受けた中期計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。 4 機構は、第一項又は前項の認可を申請するときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。 5 主務大臣は、第一項又は第三項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。	2 機構の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項又は第三項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。 (各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価等) 第七百十五条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における研究開発等	3 機構は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。 4 機構は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する研究開発等業務の実績及び当該研究開発等業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。 5 第一項又は第二項の評価は、第一項各号に定める事項又は第二項に規定する研究開発等業務

の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における研究開発等業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。	務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。	発基本計画に即するとともに、福島復興再生計画との調和が保たれたものでなければならない。	いずれかにより公告することができる。 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて主務省令で定めるもの)をとるにより行う公告の方法をいう。次項において同じ。)
6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行うときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。	3 主務大臣は、前項の規定により意見を聴くときは、あらかじめ、原子力災害からの福島県の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。	6 機構の最初の事業年度の助成等業務実施計画については、第一項中「毎事業年度」とあるのは「その成立後遅滞なく」と、「当該事業年度の開始前に、主務大臣」とあるのは「主務大臣」とする。	5 機構が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。(会計監査人)
7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構及び福島県知事に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。	4 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。	第五節 財務及び会計 (財務諸表等) 第百十八条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	2 会計監査人は、主務大臣が選任する。 3 第百五条の規定は、会計監査人について準用する。
8 福島県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により通知された評価の結果について、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの意見を述べることができる。	(助成等業務実施計画) 第百十七条 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、助成等業務(第百十条第一項第三号、第七号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。)に係る実施計画(以下この条において「助成等業務実施計画」という。)を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。	2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告並びに次条第一項に規定する会計監査報告を添付しなければならない。	2 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
9 機構は、第一項又は第二項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに研究開発等業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。	2 機構は、前項の認可を受けた助成等業務実施計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。	3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書並びに監査報告及び会計監査報告を、主たる事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不
(中期目標の期間の終了時の検討) 第百十六条 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における研究開発等業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、研究開発等業務における個々の研究開発の妥当性及びその継続の必要性並びに研究開発体制の在り方その他のその組織及び業	3 機構は、前二項の認可を申請するときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。	4 機構は、財務諸表のうち第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法の	1 一時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて主務省令で定めるもの)をとるにより行う公告の方法をいう。次項において同じ。)
務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。	4 機構は、第一項又は第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成等業務実施計画を公表しなければならない。	5 助成等業務実施計画は、新産業創出等研究開	1 一時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 二 電子公告(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて主務省令で定めるもの)をとるにより行う公告の方法をいう。次項において同じ。)
令和四年五月十二日 衆議院会議録第二十五号	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書		一七

令和四年五月十二日 衆議院會議録第二十五号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第百十三条第一項の認可を受けた中期計画(同条第三項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の同条第二項第七号の剰余金の使途に充てることができる。

(積立金の処分)

第百二十一条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における研究開発等業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府の補助)

第百二十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第六節 監督

(監督命令)

第百二十三条 主務大臣は、中期目標を達成するためその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第百二十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 雑則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第百二十五条 独立行政法人通則法第八條第一項及び第三項、第九條、第十一條、第十六條、第十七條、第十九條の二、第二十一條の四、第二十一條の五、第二十三條から第二十五條まで、第二十六條、第二十八條、第三十六條、第三十七條、第三十九條第二項から第五項まで、第三十九條の二、第四十一條から第四十三條まで、第四十五條並びに第四十六條の二から第五十條の十までの規定は、機構について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八條第三項	主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。)	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第百二十七條第二項に規定する主務省令(以下「主務省令」という。)
第十六條	第十四條第一項	福島復興再生特別措置法第九十七條第一項
第十六條、第十九條の二、第二十三條、第二十五條及び第二十六條	前條第二項 法人の長	同法第九十八條第二項 理事長
第十九條の二、第二十八條第二項、第三十九條の二第一項及び第五十條の四第六項	この法律、個別法	福島復興再生特別措置法
第十九條の二	主務大臣	同法第百二十七條第一項に規定する主務大臣(以下「主務大臣」という。)
第二十三條第一項	前條	福島復興再生特別措置法第百四條
第二十三條第四項	役員	理事
第二十四條	法人の長その他の代表権を有する役員	理事長又は理事
第三十九條第二項第二号	総務省令	主務省令
第三十九條第三項	子法人に	子法人(福島復興再生特別措置法第百一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。)
第三十九條第五項第二号及び第三号	第四十條	福島復興再生特別措置法第百十九條第二項

第四十一条第三項第一号	財務諸表	福島復興再生特別措置法第百十八条第一項に規定する財務諸表
第四十二条	財務諸表承認日	福島復興再生特別措置法第百三条第四項に規定する財務諸表承認日
第四十五条第一項	中期目標管理法人の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画(第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の第三十五条の十第三項第四号	福島復興再生特別措置法第百二十条第三項に規定する中期計画(以下「中期計画」という。)の同法第百十三条第二項第四号
第四十五条第四項	個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金	長期借入金
第四十六条の二第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十六条の三第一項ただし書	中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号	中期計画において福島復興再生特別措置法第百十三条第二項第五号
第四十六条の三第一項、第三項及び第五項	民間等出資に係る不要財産	地方公共団体出資に係る不要財産
第四十六条の三第一項	政府以外の者	福島地方公共団体
第四十六条の三第一項	これらの	その
第四十八条ただし書	中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号	中期計画において福島復興再生特別措置法第百十三条第二項第六号
第五十条	この法律	その
第五十条の二第三項	実績	福島復興再生特別措置法
第五十条の二第三項	政令	主務省令
第五十条の二第三項	研究に	福島復興再生特別措置法第九十条第一項に規定する新産業創出等研究開発に
第五十条の二第三項	第三十二条第一項	福島復興再生特別措置法第百十五条第一項
第五十条の二第三項	業務の実績	研究開発等業務の実績
第五十条の二第三項	第三十五条第一項	福島復興再生特別措置法第百十六条第一項
第五十条の二第三項	総務大臣並びに職員	主務大臣、職員

雇用形態

雇用形態並びに専ら福島復興再生特別措置法第九十条第一項に規定する新産業創出等研究開発に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性

(財務大臣との協議)

第二百二十六条 主務大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第一百二十二条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第二百十三条第一項若しくは第三項又は第一百七十条第一項若しくは第二項の規定による認可をしようとするとき。

三 第二百二十条第三項又は第二百一十一条第一項の規定による承認をしようとするとき。

四 前条において準用する独立行政法人通則法第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

五 前条において準用する独立行政法人通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二百二十七条 機構に係るこの法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大

臣

二 第一百十條第一項各号に掲げる業務(次号に規定する業務を除く。)に関する事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣及び政令で定める大臣

三 第一百十條第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣

2 機構に係るこの法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、前項第二号に規定する業務に係る主務省令については、同号に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

(解散)

第二百二十八条 機構の解散については、別に法律で定める。

本則に次の一章を加える。

第十二章 罰則

第二百四十五条 第六十六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十六条 第二百二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同

項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

第二百四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

九 第一百八条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告若しくは会計監査報告を備え置かず、若しくは閲覧に供しなかつたとき。

一 第九十五条第二項、第一百十條第二項、第一百三十一条第一項若しくは第三項又は第一百七十条第一項若しくは第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十 第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第二百一十條第四項又は第五項の規定による調査を妨げたとき。

十一 第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第二十三條第四項、第四十九條、第五十條の二第二項又は第五十條の十第二項の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二百二條第五項又は第二百四條第一項の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第二十三條第四項、第二十八條第三項、第五十條の二第二項又は第五十條の十第二項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第二百二條第五項、第二百三條第六項、第二百四條第一項、第二百五條第三項、第四項若しくは第九項又は第一百七條第四項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

十三 第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第二十八條第一項、第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第四十六條の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六條の三第一項又は第四十八條の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

五 第二百五条第二項(第一百九条第三項において準用する場合を含む。)、第一百八条第一項、第二百二十条第三項又は第二百一十一条第一項の規定により主務大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

十四 第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第三十九條第三項の規定による調

六 第一百十條第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

七 第二百十三條第五項又は第二百二十三條の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

八 第二百十五條第三項又は第四項の規定による

査を妨げたとき。

十五 第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十六 第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第五十条の三の規定により主務大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

十七 第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 機構の子法人の役員が第一百一条第六項又は第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。
第二百四十八条 第九十六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に福島国際研究教育機構という名称を使用している者については、この法律による改正後の福島復興再生特別措置法第九十六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後八年を目途として、原子力災害からの福島復興及び再生の状況、福島国際研究教育機構における研究開発の実施状況、当該研究開発に従事する研究者等の雇用の状況その他の福島国際研究教育機構の業務の実施状況等を勘案して、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一 農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第八条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

別表第二 独立行政法人地域医療機能推進機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構

福島復興再生特別措置法

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第九条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一 農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)

(復興庁設置法の一部改正)

第十条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「方針」の下に「又は計画」を加え、同条第二項第六号中「生活拠点形成交付金の配分計画に関する」との下に「、同法第八章に規定する福島国際研究教育機構に関する」とを加える。

第十五条第二項に次の一号を加える。

三 福島復興再生特別措置法第百二十二条第四項、第百二十五条第六項又は第百六十六条第二項の規定により同法第百二十七条第一項に規定する主務大臣に意見を述べること。

理 由

福島復興及び再生を一層推進するため、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に寄与する研究開発等に関する基本的な計画を内閣総理大臣が定めるとともに、当該計画に係

る研究開発等において中核的な役割を担うものとして、福島国際研究教育機構を設立することとし、その目的、業務の範囲、業務運営についての目標等に関する事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、福島復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するため、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に資する研究開発等に関する基本的な計画を内閣総理大臣が定めるところとともに、福島創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務を行う福島国際研究教育機構を新たに設立するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 新産業創出等研究開発基本計画の策定

内閣総理大臣は、福島において取り組むべき新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに当該研究開発に係る人材の育成及び確保に関する施策等の推進に関する新産業創出等研究開発基本計画を定めるものとし、同計画は、福島国際研究教育機構が中核的な役割を担うよう定めること。

2 福島国際研究教育機構の設立

(一) 福島国際研究教育機構の目的、業務の範囲等に関する事項を定めること。

(二) 福島国際研究教育機構の役員として、理事長、監事及び理事を置くこと。

(三) 福島国際研究教育機構の主務大臣等について定めるほか、中期目標の策定等に当たつて、復興推進委員会、総合科学技術・イノベーション会議及び福島県知事の意見を聴くこと。

3
施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

福島県の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するため、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に資する研究開発等に関する基本的な計画を内閣総理大臣が定めることするとともに、福島県の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務を行う福島国際研究教育機構を新たに設立する本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものは、

と議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

法案施行に要する経費として、令和四年度東日本大震災復興特別会計予算に、福島国際研究教育機構の設立のために必要な経費として、二十五億円が計上されている。

右報告する。

令和四年五月十日

東日本大震災復興特別委員長 伊藤 忠彦

〔別紙〕

福島復興再生特別措置法の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

福島国際研究教育機構が先端技術を中核とした実用化重視の研究を行い、大胆な規制緩和や地域の研究施設、実証フィールドの活用を図りながら、機構発のベンチャー等を創出し、当該ベンチャー等と地域企業との連携を促進する仕組みを構築するとともに、インキュベーション施設の設置などによりベンチャー等呼び込み、地域の雇用創出や取引拡大、定住人口の増大等の地域発展に寄与する拠点となるよう整備すること。

二 福島国際研究教育機構が分野横断的な研究及

び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成等を推進する重要な拠点となり、福島イノベーション・コースト構想における創造的復興の中核拠点となるよう、復興庁の設置期限後も、政府は責任を持って、長期的かつ十分な予算、体制を確保すること。

三 我が国の科学技術力・産業競争力の強化を図

るためには、福島国際研究教育機構の魅力ある取組を世界に発信し、世界レベルの研究者を呼び込むよう努めること。研究者等が最先端の研究を行いつつ安心して教育にも取り組めるような多言語対応にも配慮した住環境づくりの推進を図るため、研究者やその家族の受け入れに必要な生活環境・インフラ整備について、自治体と連携して取り組むための財源を確保すること。

四 福島国際研究教育機構を中核とした国際研究

都市の形成のために必要不可欠なコンベンション施設など産学の活動を支援する施設、5Gなどの情報通信基盤、基幹となる広域的な交通インフラその他の周辺環境の整備については、政府が前面に立ち、自治体と連携して取り組むとともに、自治体や事業者等が行う周辺環境の整備等については、政府が全面的に支援することと。

五 原子力災害に見舞われた福島県の復興のため

には、東京電力福島第一原子力発電所の着実かつ安全な廃炉が必要不可欠であり、政府は廃炉につながる福島国際研究教育機構の研究開発を支援すること。

六 ふくしま医療機器開発支援センター等地域の

研究施設と連携した研究開発や地域課題の解決につながる研究開発を支援するなど、福島イノベーション・コースト構想の推進を加速すること。

七 福島国際研究教育機構の研究者等が安心して

研究開発に取り組むことができるよう、研究者等本人の意向を踏まえ、可能な限り有期労働契約から無期労働契約へ移行させるよう努めることと。また、我が国における科学技術の水準の長

期的な向上を図るため、若手・女性研究者等に

活躍の機会を与える環境を整備するよう努めること。

八 福島浜通り地域等が持続的な発展を遂げるに

は、復興をリードする地域の人材育成が重要であることから、地域の教育機関等との連携の下、地域の高専生や高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形で福島国際研究教育機構による地域人材に対する育成の仕組みを構築するなど、機構の教育機能を充実させること。

九 新産業創出等研究開発基本計画その他の本法

で規定する目標、計画の策定等に当たっては、地域住民、企業、各種団体等の理解が得られるように、幅広い意見を聴取する機会を設け、その反映に努めること。

十 福島国際研究教育機構が各省庁の縦割りを超

えた研究開発等を一元的に実施していくために、機構の理事長のリーダーシップ等により一体性を確保するとともに、理事長と緊密に連携しながら、復興庁が司令塔となり、共管省庁と連携していくこと。また、機構の見直しに当たっては、復興庁の設置期限の到来を見据え、縦割り行政の弊害に留意した検討を行うこと。

十一 福島国際研究教育機構の理事等役員には、

大学・研究機関・企業の運営に高度な知識及び経験を有する者、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、福島県の復興に関して優れた識見を有する者など卓越した人材を任命すること。

十二 新産業創出等研究開発協議会は、福島国際

研究教育機構で行う研究開発や人材育成に関連する幅広い大学その他の研究機関を構成員とし、関係行政機関や地元地方公共団体等も含めて活発な協議を行い、機構の業務に積極的に関

与すること。

十三 福島県の復興・再生に向けて、福島国際研究教育機構の取組等を含め、県内外の避難者が真に安定した生活を取り戻すことができるまで、政府は支援を継続すること。

十四 福島国際研究教育機構は、研究開発や人材育成に関し、被災三県をはじめとする東北及び隣接する茨城県等の廃炉等の原子力関連研究施設やエネルギーに関係する大学・研究機関等とも密接な連携を取るよう努めること。

十五 福島国際研究教育機構と同様、福島県以外の被災地における雇用創出、定住人口の増大、新産業の創出、持続性のある人材育成、世界レベルの研究者の移住を推進するという見地から、国際リニアコライダー研究所の誘致を含め、世界最先端の国際研究都市の創造に向け、積極的な検討を行うこと。

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、捜査、訴追その他の刑事手続についての共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協力を一層実効あるものとするため、令和三年十一月二十四日に東京で、刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約

日本国及びベトナム社会主義共和国(以下「両締約国」という。)は、

刑事に関する共助の分野における両国間の協力を一層実効あるものとすることを希望して、次のとおり協定した。

第一条 趣旨、目的及び共助の範囲

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとることを含む。この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

(1) 証言又は供述の取得
(2) 物件の取得(捜索又は差押えによるものを含む)。

(3) 人、物件又は場所の見分
(4) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(5) 公的機関の保有する物件の提供
(6) 請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達

(7) 拘禁されている者の身柄の一時的な移送であつて証言の取得その他の目的のためのもの

(8) 刑事手続に関する文書の送達
(9) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助

(10) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局間で合意されたもの

3 この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨げ、又は証拠を排除することに關し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条 中央当局

1 各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。ベトナム社会主義共和国については、中央当局は、最高人民検察院とする。

2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡する。

第三条 共助の拒否事由

1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(1) 被請求国が、請求された共助が政治的性質を有する犯罪に関連すると認める場合
(2) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合
(4) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると十分な理由があると認める場合

(5) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合
(6) 被請求国が、請求された共助が当該共助に係る犯罪又は同一の行為により構成される他の犯罪について被請求国において確定判決を受けたことのある者の訴追に関連すると認める場合

(7) 被請求国が、自国の法令によれば時効の完成によつて請求された共助に係る犯罪について訴追し、又は刑罰を科することができないと認める場合
(8) 被請求国が、共助の請求を受け入れることが自国の共助に関する法制に反すると認める場合

2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

第四条 請求の内容及び形式

1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面に

(3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(4) 被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると十分な理由があると認める場合

(5) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合
(6) 被請求国が、請求された共助が当該共助に係る犯罪又は同一の行為により構成される他の犯罪について被請求国において確定判決を受けたことのある者の訴追に関連すると認める場合

(7) 被請求国が、自国の法令によれば時効の完成によつて請求された共助に係る犯罪について訴追し、又は刑罰を科することができないと認める場合
(8) 被請求国が、共助の請求を受け入れることが自国の共助に関する法制に反すると認める場合

2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

第四条 請求の内容及び形式

1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面に

2 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

第四条 請求の内容及び形式

1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面に

2 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

第四条 請求の内容及び形式

1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面に

2 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

よって行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法を適当と認める場合には、当該方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求国の中央当局は、共助の請求の追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。共助の請求には、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文緊急の場合には、英語による翻訳文を添付する。	方法（見分に關して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明 (7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報 (8) 招請の伝達を受けるべき者の特定及び所在地並びにその者と手続との關係に関する情報 (9) 請求国の關係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報 (10) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明(2)及び(6)に規定する説明を除く。） (11) 犯罪の収益又は道具、これらの所在地及びこれらの所有者の特定についての説明 (12) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき必要性についての説明 (13) 請求する共助の実施を希望する期限 (14) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報 4 被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないことを認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するように要請することができる。 第五条 請求された共助の実施 1 被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。 2 被請求国は、請求された共助をこの条約の規定及び自国の法令に従って実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、適当	と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(10)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。 3 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国における進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に当該実施の保留の理由を通報する。 4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。 5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。 6 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求	国の中央当局に通報する。 第六条 費用 1 被請求国は、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。 2 1の規定にかかわらず、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用、第十四条及び第十五条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費並びに特別な費用については、請求国が負担する。 3 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。 第七条 使用制限及び秘密性 1 請求国は、被請求国の中央当局の書面による事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用してはならない。 2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従ってのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。 3 請求国は、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を不法なアクセス、使用及び改変、滅失又は濫用から保護するように最善の努力を払う。
2 共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。 (1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称 (2) 捜査、訴追その他の手続の対象となる事実 (3) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階 (4) 請求国の關係法令の条文 (5) 請求する共助の内容についての説明 (6) 請求する共助の目的についての説明 3 共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。 (1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報 (2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明 (3) 証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表 (4) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての説明 (5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報 (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の	1 被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。 2 被請求国は、請求された共助をこの条約の規定及び自国の法令に従って実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、適当	と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(10)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。 3 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国における進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に当該実施の保留の理由を通報する。 4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。 5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。 6 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求	国の中央当局に通報する。 第六条 費用 1 被請求国は、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。 2 1の規定にかかわらず、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用、第十四条及び第十五条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費並びに特別な費用については、請求国が負担する。 3 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。 第七条 使用制限及び秘密性 1 請求国は、被請求国の中央当局の書面による事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用してはならない。 2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従ってのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。 3 請求国は、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を不法なアクセス、使用及び改変、滅失又は濫用から保護するように最善の努力を払う。

第八条 物件の返還

1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件(当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む)に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条 証言又は供述の取得

1 被請求国は、証言又は供述を取得する。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払うものとし、また、当該者が証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することを認める。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従って証言又は供述の提出を求められている者が請求国の

法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、証言又は供述を取得する。

(2) 被請求国は、証言又は供述を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物を請求国の中央当局に提供する。

第十条 物件の取得

1 被請求国は、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置(捜索又は差押えを含む)が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

3 (1) 被請求国は、この条の規定に従って物件の提出を求められている者が請求国の法令に基づいて免除又は特権を主張した場合であっても、物件を取得する。

(2) 被請求国は、物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の権限のある当局による当該主張の処理のため、当該主張を付して当該物件を請求国の中央当局に提供する。

第十一条 人、物件又は場所の見分

1 被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを被請求国の法令において正当化する情報

を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう最善の努力を払う。

第十二条 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十三条 公的機関の保有する物件の提供

1 被請求国は、自国の公的機関が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自国の公的機関が保有する物件であって公衆が入手できないものについては、自国の権限のある当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供することができる。

第十四条 招請の伝達

1 被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることを伝達する。

2 請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、出頭が求められている者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

第十五条 拘禁されている者の一時的な移送

1 証言の取得その他の目的のため、被請求国によつて拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国

は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であつて、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意するときに限る。

2 (1) 請求国は、被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁する。

(2) 請求国は、両締約国の中央当局による事前の合意その他の合意に従い、1の規定に従つて身柄を移された者を被請求国に直ちに送還する。

(3) 1の規定に従つて身柄を移された者が請求国によつて拘禁された期間(移送に要する期間を含む)は、被請求国における当該者の刑期に算入する。

第十六条 保護措置

1 第十四条の規定に従つて請求国の関係当局に出頭が求められている者又は前条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁、訴追、処罰又は身体的自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。ただし、当該者が別段の同意を与え、かつ、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

2 (1) 第十四条の規定に従つて請求国の関係当局に出頭が求められている者に対し1の規定に従つて与えられる保護措置は、次のいずれか

の時に終了する。

(a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって書面により通知された後連続する十五日が経過した時

(b) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあってはその時

(c) 当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合(やむを得ない事情によるものを除く。)にあってはその時

(2) 請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は保護措置が(1)(b)若しくは(c)の規定に従って終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

3 前条の規定に従って請求国に身柄を移された者に対し1の規定に従って与えられる保護措置は、当該者が被請求国に送還されたときに終了する。

4 第十四条の規定の下で請求国の関係当局に出頭しない者又は前条の規定の下で請求国への身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関連する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条 犯罪の収益又は道具

被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれらに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

第十八条 文書の送達

1 被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施する。
2 共助の請求が請求国の関係当局への出頭を求

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも九十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。被請求国の中央当局は、第五条6の規定に従ってこのような共助の実施の結果を通報するに当たり、請求国の中央当局に対し、送達を実施されたこと並びに送達を実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。

3 この条の規定に従って送達された裁判上の文書であつて請求国の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十九条 情報の提供

1 両締約国は、事前の要請がない場合においても、自国の法令が認める範囲内で、刑事に関する情報を相互に提供することができる。

2 情報を提供する締約国は、情報を受領する締約国による当該情報の使用について条件を付すことができる。この場合において、情報を提供する締約国は、情報を受領する締約国に対し、提供される情報の性格及び付される条件について事前に通報する。情報を受領する締約国は、当該条件に合意する場合には、これに従う。

第二十条 認証

いずれか一方の締約国がこの条約に従って送付する書類であつて、当該締約国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によって証明されているものは、認証その他の証明なしに、他方の締約国によって受領される。被請求国は、請求国の要請があるときは、自国の法令に反しない限り

において、共助の請求に示された他の様式により、この条約に従って送付する書類を認証することができる。

第二十一条 他の文書との関係

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十二条 協議

1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十三条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十四条 効力発生及び終了

1 この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、この条約の効力発生の日以降に行われる共助の請求(請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。)について適用する。

3 この条約は、両締約国の間の書面による合意によって改正することができる。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して外交上の経路を通じて書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。

ることができ。終了は、当該通告を受領した日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

5 この条約の終了は、この条約の終了の日までに請求された共助を実施しない理由としてはならない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十一年十一月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語、ベトナム語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

山田 滝雄

ベトナム社会主義共和国のために

レー・ミン・チー

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書
一 本件の目的及び要旨

平成三十年五月の我が国とベトナム社会主義共和国との間の首脳会談において、刑事共助条約の締結交渉を開始することで一致したことを受け、同年十二月から両国間で交渉を行った結果、条約案文につき最終合意をみるに至つたので、令和三年十一月二十四日に東京において、本条約の署名が行われた。

本条約は、我が国とベトナム社会主義共和国との間の、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を実施するための枠組みについて定める

ものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従つて共助を実施すること。

2 共助には、(1)証言又は供述の取得、(2)物件(証拠となる書類、記録その他の物)の取得(捜索又は差押えによるものを含む)、(3)人、物件又は場所の見分、(4)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(5)公的機関の保有する物件の提供、(6)請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達、(7)拘禁されている者の身柄の一時的な移送であつて証言の取得その他の目的のためのもの、(8)刑事手続に関する文書の送達、(9)犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、(10)被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局間で合意されたものを含むこと。

3 各締約国は、中央当局(日本国は法務大臣又は国家公安委員会等、ベトナム社会主義共和国は最高人民検察院)を指定し、この条約の実施に当たつては、中央当局間で相互に直接連絡を行うこと。

4 被請求国の中央当局は、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等においては、共助を拒否することができること。

5 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができること。

なお、本条約は、両締約国が、本条約の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、両国間で実施される共助をより充実したものとし、その確実性も高めるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行えるようになることで、共助の効率化及び迅速化が見込まれ、犯罪対策に係る両国間の協力が一層促進されることが期待されることの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

令和四年五月十一日

外務委員長 城内 実

衆議院議長 細田 博之殿

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めめるの件

右
国会に提出する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めめるの件
強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

理 由

この条約は、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに對する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、強制労働の廃止に向けた国際的な取組を促進するとの見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーブに招集されて、千九百五十七年六月五日にその第四十回会期として会合し、
前記の会期の議事日程の第四議題である強制労働の問題を審議し、
千九百三十年の強制労働条約の諸規定に留意し、
千九百二十六年の奴隷条約が、強制労働が奴隷制度と同様の状態に発展することを防止するため

に全ての必要な措置をとるべきことを規定していること、並びに千九百五十六年の奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類する制度及び慣行の廃止に関する補足条約が、負債による奴隷及び農奴の完全な廃止を規定していることに留意し、
千九百四十九年の賃金保護条約が、賃金は定期的に支払われるべきことを規定し、及び労働者から自己の雇用を終了させる真正な可能性を奪う支払方法を禁止していることに留意し、
国際連合憲章が掲げ、及び世界人権宣言が定める

る人権の侵害となる特定の形態の強制労働の廃止に関して新たな提案の採択を決定し、
その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、
次の条約引用に際しては、千九百五十七年の強制労働廃止条約と称することができる。)を千九百五十七年六月二十五日に採択する。

第一条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

- (a) 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁
- (b) 経済的發展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
- (c) 労働規律の手段
- (d) 同盟罷業に参加したことに對する制裁
- (e) 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

第二条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、前条に規定する強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。

第三条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第四条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国であつて自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第五条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、廃棄が登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国であつて1に規定する十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了すること、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第六条

1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けた全ての批准及び廃棄の登録について全ての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第七条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定に従い、前諸条の規定に従つて登録した全ての批准及び廃棄の文書の完全な明細を、登録のため国際連合事務総長に通知する。

第八条

理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第九条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新たな条約を採択する場合には、その新たな条約に別段の定めがある場合を除くほか、
(a) 加盟国によるその新たな改正条約の批准は、その新たな改正条約が効力を生じていることを条件として、第五条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。
(b) この条約は、その新たな改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容により引き続き効力を有する。

第十条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて千九百五十七年六月二十七日に閉会を宣言されたその第四十回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百五十七年七月四日に署名した。

総会議長

ハロルド・ホルト
国際労働事務局長
デイヴィッド・A・モース

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

強制労働の禁止は国際労働機関(以下「ILO」という。)の主要な目的の一つであり、ILOは、昭和五年の第十四回総会において「強制労働二関スル条約(第二十九号)」を採択した。その後、同条約を補完するものとして、昭和三十三年の第四十回総会において本条約が採択された。

本条約は、一定の行為に対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約を批准するILOの各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること。

(一) 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに對する制裁

(二) 経済的發展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法

(三) 労働規律の手段

(四) 同盟罷業に参加したことに對する制裁

(五) 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

2 この条約を批准するILOの各加盟国は、前記1の強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束すること。

本条約は、昭和三十四年一月十七日に効力を生じており、我が国については批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、強制労働の廃止に向けた国際的な取組を促進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年五月十一日

衆議院議長 細田 博之殿
外務委員長 城内 実

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この協定は、漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の修正、実施等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、我が国の漁船の安全性の向上に資するのみならず、この分野における国際協力の推進の見地からも有意義であると考えられる。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の実施に関する二千十二年のケープタウン協定

この協定の締結国は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の実施が一般的な海上における

安全及び漁船の海上における安全に重要な貢献をするものであることを認め、

しかしながら、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の特定の規定が自国の旗を掲げる相当の漁船を有する多数の国によるその実施について困難を生じさせてきたこと並びにこのことが当該議定書の効力発生を妨げ、及びその結果として当該議定書に含まれる規則の実施を妨げていることを確認し、

全ての関係国によって実施されることのできる漁船の安全のための実行可能な最高度の基準を合意により設定することを希望し、

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する協定の締結によりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

(1) この協定の締結国は、次の規定を実施する。

(a) この協定の各条の規定

(b) この協定によつて修正される千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書(以下「千九百九十三年のトレモリノス議定書」という。)の規定(第一条(1)(a)、(2)及び

(3)、第九条並びに第十条の規定を除く。)

(2) この協定の各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条まで、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則並びに千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約(以下「千九百七十七年のトレモリノス条約」と

いう。)附属書の各規則の規定は、この協定に定める修正に従うことを条件として、単一の文書として読まれ、かつ、解釈されるものとする。

(3) 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによつて行ふ。

第二条 千九百九十三年のトレモリノス議定書及び千九百七十七年のトレモリノス条約の解釈及び適用

千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条までの規定は、この協定について適用する。これらの各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則及び千九百七十七年のトレモリノス条約の各規則の規定を適用するに当たり、「この議定書又は「この条約」というときは、この協定をいうものとする。

(4) この協定の採択の日前に千九百九十三年のトレモリノス議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国であつて、(2)(c)の規定に基づいてこの協定に署名したものは、当該国がこの協定の採択の日の後十二箇月が経過する日までにこの(4)に定める簡易な手続を用いない旨を書面により寄託者に通告する場合を除くほか、当該十二箇月が経過する日にこの協定に拘束されることについての同意を表明したものとみなされる。

第四条 効力発生

(1) この協定は、二十二以上の国であつてその漁船(公海を運航する長さ二十四メートル以上のもの)の総数が三千六百隻以上となるものがこの協定に拘束されることについての同意を表明した日の後十二箇月で、効力を生ずる。

(2) この協定の効力発生のための要件が満たされた後この協定の効力発生の日までにこの協定の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この協定の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過する日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

(3) この協定の効力発生の日の後にこの協定の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この協定は、これらの文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

(4) 第二条の規定に従つて適用される千九百九十三年のトレモリノス議定書第十一条の規定に基づきこの協定の改正が受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正されたこの協定に係るもの

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

(c) (4)に定める手続を条件として署名すること。

(d) 加入すること。

のとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年十月十一日にケープタウンで作成した。

附属書

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書及びその付録の修正

附属書

漁船の構造及び設備に関する規則

千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の規則の一部の規定は、次の修正に従う。

第一章 一般規定

第一規則 適用

1 第一規則を次のように改める。

(1) この附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、新船について適用する。

(2) この議定書の適用上、主管庁は、全ての章について、測定的基础として、長さ(一)に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。

(a) 長さ(一)二十四メートルに相当するものとみなされる総トン数三百トン

(b) 長さ(一)四十五メートルに相当するものとみなされる総トン数九百五十トン

(c) 長さ(一)六十メートルに相当するものとみなされる総トン数二千トン

(d) 長さ(一)七十五メートルに相当するものとみなされる総トン数三千トン

(3) (2)の規定を用いる締約国は、その決定の理由を機関に通報する。

(4) 締約国が現存船について第七章から第十章までに規定する措置の全てを直ちに実施することができないと判断する場合には、当該締約国は、計画に従って、第九章の規定については十年以内の期間で、並びに第七章、第八章及び第十章の規定については五年以内の期間で、漸進的に実施することができる。

(5) (4)の規定を用いる締約国は、機関への最初の通報において、次のことを行う。

(a) 漸進的に実施する第七章から第十章までの規定を明示すること。

(b) (4)の規定に基づいて行う決定の理由を説明すること。

(c) 漸進的な実施のための計画を記載すること。当該計画は、場合に応じ、五年又は十年を超えるものであつてはならない。

(d) この議定書の適用に関するその後の通報において、この議定書の規定を実施するためにとつた措置及び設定した期間に基づく進捗状況を記載すること。

(6) 主管庁は、漁船の運航海域及び漁船の種類に鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、当該漁船について、第七規則(1)(d)及び第九規則(1)(d)に定める年次検査を免除することができる。

第二規則 定義

2 (14)を削り、(15)から(22)までを一ずつ繰り上げ、次の新たな(22)及び(23)を加える。

(22) 「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書I又は同条約を改正し、若しくはこれに代わる文書

に定めるトン数の測度に関する規則に従って計算される総トン数をいう。

(23) 「検査基準日」とは、関係する証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

第三規則 免除

(3)及び(4)を次のように改める。

(3) 主管庁は、自国を旗国とする漁船について、漁船の種類、天候状態及び一般的な航行上の危険がないことに鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、次のことを条件として、この附属書に定める要件を免除することができる。

(a) 当該漁船が、その予定された用途に適しており、かつ、当該漁船及び乗船者の一般的な安全性を確保するものであると主管庁が認める安全要件を満たすこと。

(b) 当該漁船が次のいずれかの条件を満たすこと。

(i) 近隣国間で当該近隣国の管轄の下にある隣接海域において当該近隣国を旗国とする漁船に関して設定された共同漁獲水域においてのみ、当該近隣国が国際法に従って決定する限度内及び条件の下において、運航すること。

(ii) 当該漁船の旗国の排他的経済水域又は当該国が排他的経済水域を設定していない場合には、当該国の領海に接続する水域であつて、当該国が国際法に従って決定し、かつ、当該国の領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないものにおいてのみ、運航すること。

(iii) 他国の管轄の下にある排他的経済水域若しくは海域又は国際法に従つた関係国

間の合意に基づく共同漁獲水域においてのみ、当該他国又は当該関係国が決定する限度内及び条件の下において、運航すること。

(c) 主管庁が、この(3)の規定に基づく免除が与えられる条件を事務局長に通報すること。

(4) (1)又は(2)の規定に基づいて免除を認める主管庁は、安全性の水準が十分に維持されることを確認するために必要な範囲内で細目を機関に通報するものとし、機関は、締約国が了知するよう、締約国に対し当該細目を回章に付する。

4 第六規則から第十一規則までを削り、第五規則の次に次の新たな第六規則から第十七規則までを加える。

第六規則 検査

(1) 漁船の検査は、この附属書の規則の実施及びその適用の免除に関する限りにおいて、主管庁の職員が行う。もっとも、主管庁は、検査のために指名する検査員又は自己の認定する団体に当該検査を委託することができる。

(2) (1)の規定により検査を実施する検査員を指名し、又は団体を認定する主管庁は、指名された検査員又は認定された団体にに対し、少なくとも次のことを行う権限を与える。

(a) 漁船の修繕を要求すること。

(b) 寄港国の適当な当局からの要請に応じて検査を行うこと。

主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に与える権限の責任の範囲及び条件について機関に通報する。

(3) 指名された検査員又は認定された団体は、

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

第七規則 救命設備その他の設備の検査

(1) (2) (a)に定める救命設備その他の設備は、次の検査を受ける。

(a) 漁船の就航前の最初の検査

(b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(2) えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとする。ととも

(1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、次章から第八章まで及び第十章の規定が適用される消防設備、救命設備（無線設備を除く）、船舶搭載航行設備、水先人輸送設備その他の設備がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらの設備についての完全な検査を

(3) (1)(c)及び(d)に定める定期的検査及び年次検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

(1) 第八規則 無線設備の検査
第七章及び第九章の規定が適用される漁船の無線設備(救命設備において使用するものを含む。)は、次の検査を受ける。

(a) 漁船の就航前の最初の検査

(b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用さ

(c) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査又は当該証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準日の前後三箇月を超えない間隔で行う更新検査

に、当該修繕又は取替へ材料及び工作が
わたれたことを確保するものとするとも
な、全ての点において満足なものであること並
びに漁船が全ての点においてこの附属書の
規則及び現行の海上における衝突の予防の
ための国際規則並びにこれらに基づいて主
管庁が制定する法令に適合することを確保
するものとする。

(2) (1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、無線設備(救命設備)において使用するものを含む。がこの設備の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備について完全な検査を行う。

(b) 更新検査及び定期的検査については、無

(1) 線設備(救命設備において使用するものを含む。)がこの附属書の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備についての検査を行う。

(2) (a) に定める船体、機関及び設備の検査

(3) (1)(c) に定める定期的検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

第九規則 船体、機関及び設備の検査

第七規則

令和四年五月十二日 衆議院會議録第二十五号

則及び第八規則に関する事項を除く。は、次の検査を受ける。

(a) 漁船の就航前の最初の検査(船底の外部の検査を含む。)

(b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(c) 国際漁船安全証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う中間検査。当該中間検査については、(d)に定める年次検査の一に代えて行う。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに中間検査を行うことを決定することができる。

(d) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(e) 第十三規則(5)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年の期間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。同規則(5)の規定が適用される場合には、証書の延長された有効期間に一致するようにこの五年の期間を延長することができる。いかなる場合にも、この船底の外部の検査の間隔は、三十六箇月を超えてはならない。

(f) 第十規則に規定する調査の結果に基づき修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとする。とともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリス議定書の規定の実施
に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。

(2) (1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。当該検査は、船体、ボイラーその他の圧力容器及びその附属品、主機関及び補助機関(操舵装置及びその制御装置を含む。)、電気設備並びに他の設備の配置、材料、寸法及び工作がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していること並びに要求された復原性資料が備えられていることを確保するものとする。

(b) 更新検査については、(a)の船体、機関及び設備がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

(c) 中間検査については、船体、ボイラーその他の圧力容器、機関及び設備、操舵装置及びその制御装置並びに電気設備が漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

(d) 年次検査については、(a)の船体、機関及び設備が第十規則(1)の規定に従って維持され、及び漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらに

ついで一般的な検査を行う。

(e) 船底の外部の検査及びこれと同時に行う関係事項の検査は、これらが漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するものとする。

(3) (1)(c)から(e)までに定める中間検査、年次検査及び船底の外部の検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

第十規則 検査後における状態の維持
(1) 漁船及びその設備の状態は、漁船が全ての点において当該漁船又は乗船者に危険を及ぼすことなく航行することに引き続き適していることを確保するため、この附属書の規則に適合するように維持する。

(2) 第七規則から第九規則までの規定に基づく漁船の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、検査の対象となる構造配置、機関、設備及びその他の事項の変更を行ってはならない。

(3) 漁船に事故が生じた場合又は欠陥が発見された場合において、当該事故又は欠陥が漁船の安全性又は救命設備その他の設備の実効性若しくは完全性に影響するときは、当該漁船の船長又は所有者は、できる限り速やかに関係する証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告するものとし、報告を受けた者は、第七規則から第九規則までの規定により要求される検査が必要であるかどうかを決定するため

の調査を開始する。当該漁船が他の締約国の港にある場合には、当該漁船の船長又は所有者は、寄港国の適当な当局にも直ちに報告するものとし、指名された検査員又は認定され

た団体は、その報告が行われたことを確認する。

第十一規則 証書の発給又は裏書

(1) 第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、次章から第十章までに定める関係要件その他この附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対し、最初の検査又は更新検査の後に国際漁船安全証書と称する証書を発給する。

(2) (1)に規定する国際漁船安全証書は、設備の記録によって補足される。

(3) 第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、この附属書の規則に基づいて漁船に免除を認める場合には、この規則に規定する証書のほかに、国際漁船免除証書と称する証書を発給する。

(4) この規則に定める証書は、主管庁又は主管庁により権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書する。いずれの場合においても、当該証書については、当該主管庁が全責任を負う。

第十二規則 他の締約国による証書の発給又は裏書

締約国は、主管庁の要請に基づき、漁船に検査を受けさせることができるものとし、この附属書の規則に定める要件に適合していると認める場合には、この附属書の規則に基づき、当該漁船に対して証書を発給し、若しくはその発給を許可し、又は当該漁船についての証書に裏書し、若しくはその裏書を許可する。このようにして発給される証書には、当該証書は漁船が旗国とする国の政府の要請に基づいて発給される旨を記載する。当該証書は、第十一規則の規定

に基づいて発給される証書と同一の効力を有し、及び同一のものとみなされる。

第十三規則 証書の有効期間及び効力

(1) 国際漁船安全証書は、主管庁の定める五年を超えない期間について発給する。国際漁船免除証書は、関連する証書の有効期間を超えて効力を有してはならない。

(2)(a) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、(1)に定める要件にかかわらず、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(b) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(c) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月より前に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(3) 証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を当初の有効期間の満了の日を超えて(1)に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第七規則から第九規則までに規定する検査であつて証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが行われることを条件とする。

(4) 更新検査が完了した場合において、既存の証書の有効期間の満了の日前に新たな証書を発給し、又は漁船の船上に備えることができな

きときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、既存の証書に裏書することができるものとし、当該証書は、当該満了の日から五箇月を超えない更なる期間効力を有する。

(5) 証書の有効期間の満了の時に漁船が自己の検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、漁船が自己の検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようになるためにのみ、及び当該延長が適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許与される。いかなる証書の有効期間も、三箇月を超えて延長することはできない。有効期間の延長を許与された証書を備える漁船は、自己の検査が行われる予定の港に到着した後、新たな証書の発給を受けない限り、当該延長を理由として、出港することができない。更新検査が完了した場合に

は、新たな証書は、延長を許与される前の既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(6) 主管庁が定める特別な状況においては、新たな証書の有効期間は、(2)(b)又は(5)の規定に従つて既存の証書の有効期間の満了の日から起算することを要しない。この特別な状況において、新たな証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(7) 年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に定める期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

(a) 関係する証書に示された検査基準日については、裏書することにより、検査の完了

の日の後三箇月を超えない日に改める。

(b) 関係する規則に規定するその後の年次検査、中間検査又は定期的検査については、新たな検査基準日を用いることによつて当該規則に規定する間隔で完了するものとする。

(c) 証書の有効期間の満了の日については、適当な場合には、一以上の年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に規定するこれらの検査の最大の間隔を超えないように行われることを条件として、変更しないでおくことができる。

(8) 第十一規則又は第十二規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

(a) 第七規則(1)、第八規則(1)及び第九規則(1)に定める期間内に関係する検査が完了しない場合

(b) 証書がこの附属書の規則に従つて裏書されない場合

(c) 漁船がその移転により他の国を旗国とするることとなる場合。新たな証書は、これを発給する政府が当該漁船が第十規則(1)及び(2)に定める要件を満たしていると十分に認める場合にのみ、発給する。締約国間において漁船が移転される場合において、移転後三箇月以内に要請を受けたときは、当該漁船の移転前の旗国の政府は、できる限り速やかに、移転前に当該漁船が有していた証書の写し及び入手可能なときは、関係する検査報告書の写しを主管庁に送付する。

第十四規則 証書及び設備の記録の様式

証書及び設備の記録は、この議定書の附属書の付録に定めるひな形に対応する様式で作成する。これらの文書には、使用される言語が英語及びフランス語のいずれでもない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を含める。

第十五規則 証書の提示

第十一規則及び第十二規則の規定に基づいて発給される証書は、検査のため船上においていつでも容易に提示することができるようしておく。

第十六規則 証書の認容

締約国の権限に基づいて発給される証書は、この議定書に定める全ての目的のため、他の締約国によつて認容される。これらの証書は、他の締約国により、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとされる。

第十七規則 特権

この議定書に基づく特権は、漁船が適正かつ有効な証書を備えていない限り、主張することができない。

第五章 防火、火災探知、消火及び消防

A部 一般

第一規則 一般

5 第一規則を次のように改める。

(1) この章の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ四十五メートル以上の新船について適用する。

(2) 居住区域及び業務区域については、次のいずれかの保護方式を採用する。

(a) IF方式

全ての内部仕切り隔壁を不燃性の「B」級仕切り又は「C」級仕切りのものとした構造によるもの。一般に居住区域及び業務区域

に火災探知装置又はスプリンクラー装置を備えない。	る数の人員を収容するために十分な収容能力を有する救命用の端艇又はいかだを安全かつ迅速に進水させることができる漁船の反対舷へ容易に移動することができることを条件として、総乗船者数の少なくとも二倍に相当する数の人員を収容するために十分なものとす	9 付録 証書及び設備の記録 付録を次のように改める。 1 漁船に対する安全証書の様式 国際漁船安全証書 この証書は、設備の記録によって補足される。
(b) II F方式 火災の発生するおそれのある全ての場所に火災の探知及び消火のための自動スプリンクラー装置(火災警報装置を内蔵するもの)を備えるもの。内部仕切り隔壁の型には、一般に制限を設けない。	(6) いずれか一の救命用の端艇又はいかだが喪失し、又は使用不可能となった場合においても総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分である救命用の端艇又はいかだ(いずれかの舷において使用することができるとし、反対舷へ移動し得る位置に積み付けるものを含む)を積載する。反対舷への移動は、一の開放された甲板において容易に行われるものとし、また、全ての救命用の端艇又はいかだには、引つ掛かりを避け、及び展開を容易に行うために、障害物が無いようにする。	(公の印章) 1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する 1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、 の政府の権限の下に、 (権限を与えられた者又は団体) が発給する。
(c) III F方式 火災の発生するおそれのある全ての場所に自動火災警報探知装置を備えるもの。内部仕切り隔壁の型には、一般に制限を設けない。ただし、いかなる場合においても、「A級仕切り又は「B級仕切りで仕切られる居住区域の面積は、五十平方メートルを超えてはならない。もつとも、主管庁は、公共室についてこの面積を増大することができる。	(7) (3)(b)の規定によって要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の航行海域及び運航状態を考慮して、水中から人を救助するための他の同等の設備を漁船に積載することを決定することができる。	漁船の要目(注1) 船名 船舶番号又は信号符字 船籍港 長さ(L) (第1章第2規則(5)) / 総トン数 (第1章第2規則(22)) (注2) 認められた航行海域 (第IX章第2規則) 建造契約又は主要な改造の契約が結ばれた日 キールが据え付けられた日又は第1章第2規則(1)(c)若しくは(d)に従ってこれと同様の建造段階に達した日 引渡しが行われた日又は主要な改造が完了した日 この証書は、次のことを証明する。 1.1 この漁船が上記の議定書第1章第7規則から第9規則までに定める要件に従って検査されたこと。 1.2 この漁船が上記の議定書第1章第7規則(1)(d)及び第9規則(1)(d)の規定により要求される年次検査を受ける/受けない(注2)こと。 2 検査の結果、次のことが明らかにになったこと。
(3) 機関区域、制御場所等の境界隔壁の構造及び防熱における不燃性材料の使用の要件並びに階段囲壁及び通路の保護の要件は、(2)に規定する三の方式の全てに共通とする。	(5) 及び(6)を三つずつ繰り下げる。	
第七章 救命設備	第九章 無線通信	9
B部 漁船の要件	A部 適用及び定義	1
第五規則 救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇の数及び型	第一規則 適用	2
6 (4)の次に次の新たな(5)から(7)までを加える。 (5) (3)(a)の規定によって要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の片舷からのみ進水させることができる救命用の端艇又はいかだを漁船に積載することを決定することができる。当該救命用の端艇又はいかだの収容能力の合計は、総乗船者数に相当す	8 (2)に第二文として次のように加える。 (1)の規定にかかわらず、主管庁は、この章に定める要件と同等であると認める場合に限り、現存の漁船の船上において現存の無線通信システムを引き続き利用することを許可することができる。	

2.1 上記の議定書第 I 章第 9 規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの漁船が同議定書第 II 章から第 VI 章までに定める関係要件（消防設備及び火災制御図に関する要件を除く。）に適合していること。 2.2 最近の二回の船底の外部の検査が (日) 及び (日) に行われたこと。 2.3 この漁船が消防設備及び火災制御図について上記の議定書に定める要件に適合していること。 2.4 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の機装品が上記の議定書に定める要件に従って備えられていること。 2.5 この漁船が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の議定書に定める要件に従って備えていること。 2.6 この漁船が無線設備について上記の議定書に定める要件に適合していること。 2.7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の議定書に定める要件に適合していること。 2.8 この漁船が船舶搭載航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の議定書に定める要件に適合していること。 2.9 この漁船が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の議定書及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に定める要件に従って備えていること。 2.10 他の全ての事項について、この漁船が上記の議定書に定める関係要件に適合していること。 3 国際漁船免除証書が発給されている／発給されていない (注 2) こと。 この証書は、上記の議定書第 I 章第 7 規則から第 9 規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、 (注 3) まで効力を有する。 (発給の日) (証書の発給の場所)	(証書の発給について権限を与えられた職員の名) (必要に応じて、証書を発給する当局の印章) この証書の 2.1 の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る裏書 上記の議定書第 I 章第 9 規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。 年次検査 署名 (権限を与えられた職員の名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 年次検査／中間検査 (注 2) 署名 (権限を与えられた職員の名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 年次検査／中間検査 (注 2) 署名 (権限を与えられた職員の名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 年次検査 署名 (権限を与えられた職員の名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 上記の議定書第 I 章第 13 規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査又は中間検査
---	--

上記の議定書第 I 章第 9 規則及び第 13 規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査／中間検査 (注 2) において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。	
署名 (権限を与えられた職員の名)	場所 日
(必要に応じて、当局の印章)	
船底の外部の検査に係る裏書 (注 4)	
上記の議定書第 I 章第 9 規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。	
一回目の検査	署名 (権限を与えられた職員の名)
	場所 日
(必要に応じて、当局の印章)	
二回目の検査	署名 (権限を与えられた職員の名)
	場所 日
(必要に応じて、当局の印章)	
この証書の 2. 3 から 2. 5 まで、2. 8 及び 2. 9 の救命設備その他の設備に関する年次検査及び定期的検査に係る裏書	
上記の議定書第 I 章第 7 規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。	
年次検査	署名 (権限を与えられた職員の名)

上記の議定書第 I 章第 9 規則及び第 13 規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査又は定期的検査	
上記の議定書第 I 章第 7 規則及び第 13 規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査／定期的検査 (注 2) において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。	
署名 (権限を与えられた職員の名)	場所 日
(必要に応じて、当局の印章)	
年次検査／定期的検査 (注 2)	
署名 (権限を与えられた職員の名)	場所 日
(必要に応じて、当局の印章)	
年次検査	
署名 (権限を与えられた職員の名)	場所 日
(必要に応じて、当局の印章)	

この証書の2.6及び2.7の無線設備に関する定期的検査に係る裏書 上記の議定書第1章第8規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。	
定期的検査	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所 日	
(必要に応じて、当局の印章)	
定期的検査	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所 日	
(必要に応じて、当局の印章)	
定期的検査	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所 日	
(必要に応じて、当局の印章)	
定期的検査	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所 日	
(必要に応じて、当局の印章)	
上記の議定書第1章第13規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査 上記の議定書第1章第8規則及び第13規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所 日	
(必要に応じて、当局の印章)	
上記の議定書第1章第13規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書 この証書は、上記の議定書第1章第13規則(5)の規定に従って まで効力を有するものとする。	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所 日	
(必要に応じて、当局の印章)	

署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 上記の議定書第 I 章第13規則 (7) の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書 上記の議定書第 I 章第13規則 (7) の規定に従い、新たな検査基準日は、 とする。 署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 上記の議定書第 I 章第13規則 (7) の規定に従い、新たな検査基準日は、 とする。 署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 注 1 漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。 注 2 該当しないものを抹消すること。 注 3 上記の議定書第 I 章第13規則 (1) の規定に従って主官庁が定める有効期間の満了の日を記入する。当該日に対応する各年の日は、同規則 (7) の規定に従って改められる場合を除くほか、同章第 2 規則 (22) に規定する検査基準日となる。 注 4 追加的な検査のための欄を設けることができる。	2 免状証書の発行 国際漁船免除証書 (公の印章) 1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する 1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、 の政府の権限の下に、 (国の名称) (権限を与えられた者又は団体) が発給する。 漁船の要目 (注1) 船名 船舶番号又は信号符字 船籍港 長さ (L) (第 I 章第 2 規則 (5)) / 総トン数 (第 I 章第 2 規則 (22)) (注2) この証書は、次のことを証明する。 上記の議定書第 章第 規則の規定により与えられた権限に基づき、この漁船が同議定書の要件を免除されたこと。 この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件 この証書は、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、 まで効力を有する。 (証書の発給の場所) において発給した。 (発給の日) (証書の発給について権限を与えられた職員の署名) (必要に応じて、証書を発給する当局の印章) 上記の議定書第 I 章第13規則 (3) の規定を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の
--	---

有効期間を延長するための裏書 この証書は、上記の議定書第1章第13規則(3)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、 署名 (権限を与えられた職員の名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 更新検査が完了し、上記の議定書第1章第13規則(4)の規定を適用する場合における裏書 この証書は、上記の議定書第1章第13規則(4)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、 署名 (権限を与えられた職員の名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 上記の議定書第1章第13規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書 この証書は、上記の議定書第1章第13規則(5)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、 署名 (権限を与えられた職員の名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章) 注1 漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。	注2 該当しないものを抹消すること。 3 国際漁船安全証書の追補の様式 国際漁船安全証書のための設備の記録 この記録は、常に国際漁船安全証書に添付するものとする。 1977年の漁船の安全のためのトレモリス国際条約に関する 1993年のトレモリス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に係る設備の記録 1 漁船の要目 船名 船舶番号又は信号符号 船舶籍港 長さ(L) (第1章第2規則(5)) / 総トン数 (第1章第2規則(22)) (注1) 2 救命設備の詳細
--	---

1 備えている救命設備		総計		人分
		左舷	右舷	
2 救命艇の総数				
2 1 救命艇に収容される人数の総計				
2 2 部分閉囲型の救命艇 (第Ⅶ章第18規則) の数				
2 3 全閉囲型の救命艇 (第Ⅶ章第19規則) の数				
3 救助艇の数				
3 1 2の救命艇の総数に含まれる救助艇の数				
4 救命いかだ				
4 1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ				
4 1 1 救命いかだの数				
4 1 2 救命いかだに収容される人数				
4 2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ				
4 2 1 救命いかだの数				
4 2 2 救命いかだに収容される人数				
5 救命浮標の数				
6 救命胴衣の数				
7 イーゼン・スズ				
7 1 総数				
7 2 救命胴衣の要件に適合するイーゼン・スズの数				
8 保道具 (注2) の数				
9 救命設備において使用する無線設備				
9 1 レーダー・トランスポンダの数				
9 2 双方向VHF無線電話装置の数				
3 無線設備の詳細				
項		実際の指置		
1 主な設備				
1 1 VHF無線設備				
1 1 1 デジタル選択呼出装置				
1 1 2 デジタル選択呼出装置				
1 1 3 無線電話				
1 2 MF無線設備				
1 2 1 デジタル選択呼出装置				
1 2 2 デジタル選択呼出装置				
1 2 3 無線電話				
1 3 MF/HF無線設備				

1 3 1 デジタル選択呼出装置		
1 3 2 デジタル選択呼出装置		
1 3 3 無線電話		
1 3 4 直接印刷電信		
1 4 イゼン・スズ 船舶地球局		
2 警報のための補助手段		
3 海上安全情報の受信設備		
3 1 ナフックス受信機		
3 2 高度集団呼出受信機		
3 3 HF直接印刷電信受信機		
4 衛星系非常用位置指示無線標識		
4 1 コスバス・サーサット		
4 2 イゼン・スズ		
5 VHF非常用位置指示無線標識		
6 漁船のレーダー・トランスポンダ		
4 無線設備の利用可能性を確保するための方法 (第Ⅸ章第14規則)		
4 1 設備の二重化		
4 2 陸上保守		
4 3 海上における保守能力		

この記録が全ての点において正しいことを証明する。

(記録の発給の場所) において発給した。

(発給の日) (記録の発給について権限を与えられた職員の名)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

注1 該当しないものを抹消すること。

注2 上記の議定書第Ⅶ章第17規則 (a) (b)、第20規則 (5) (a) (b) 及び第23規則 (2) (b) の規定により要求されるものを除く。

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレ
モリノス国際条約に関する千九百九十三年
のトレモリノス議定書の規定の実施に関す
る二十二年のケープタウン協定の締結に
ついて承認を求めるの件に関する報告書

2 協定により修正され、及び実施されるトレ
モリノス議定書の規定
(一) この議定書は、締約国を旗国とする海上
航行の漁船について適用すること。
(二) 附属書(漁船の構造及び設備に関する規
則)の規定は、別段の明示の定めがない限
り、長さ二十四メートル以上の新船につい
て適用すること。主管庁(漁船の旗国であ
る国の政府)は、附属書の全ての章につい
て、測定の基礎として、長さに代えて総ト
ン数を使用することを決定することができ
ること。
(三) 主管庁は、附属書の規則に定める関係要
件に適合する漁船に対し、最初の検査(漁
船の就航前に行う検査)又は更新検査(主管
庁の定める五年を超えない間隔で行う検
査)の後に国際漁船安全証書を発給するこ
と。

一 本件の目的及び要旨
漁船の安全について定める国際約束について
は、国際海事機関において検討が行われ、昭和
五十二年四月に千九百七十七年の漁船の安全の
ためのトレモリノス国際条約が採択されたが、
同条約の発効の見通しが立たないことを受け、
平成五年四月に同条約の規定の修正、実施等
について定める千九百七十七年の漁船の安全のた
めのトレモリノス国際条約に関する千九百九十
三年のトレモリノス議定書(以下「トレモリノス
議定書」という。)が別途採択された。しかし、
同議定書も、締約国が増えず、未発効の状態が
続いていた。

このような状況を踏まえ、国際海事機関にお
いて、早期発効に向けた全面的な見直し作業が
行われ、平成二十四年十月に本協定が採択され
た。

本協定は、漁船の安全のための国際的な規則
を定めるため、未発効であるトレモリノス議定
書の規定の修正、実施等について定めるもので
あり、本協定の締約国は、本協定によって修正
されるトレモリノス議定書の規定の一部の規定
を除く。を実施することとなる。本協定の規定
並びにこの協定により修正され、及び実施され
るトレモリノス議定書の規定の主な内容は、次
のとおりである。

1 協定の規定

締約国は、この協定の各条の規定及びこの
協定によって修正されるトレモリノス議定書
の規定(一部の規定を除く。)を実施すること。

令和四年五月十二日 衆議院会議録第二十五号

よって政府は、本協定の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるというのである。

五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百
八十五号)第二条第五項に規定する運行の
用に供する自動車(政令で定める種類のも
のに限る。)の装置(政令で定めるものに限
る。)内における高圧ガス

二 本件の議決理由
本協定を締結することは、我が国を含む各国
の漁船の安全性の向上に資するのみならず、こ
の分野における国際協力の推進の見地からも有
意義であると認め、本件は承認すべきものと議
決した次第である。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号
の次に次の一号を加える。

令和四年五月十一日
外務委員長 城内 実
衆議院議長 細田 博之殿

八 電気事業法(昭和三十九年法律第七十
号)第二条第一項第十八号の電気工作物(政
令で定めるものに限る。)内における高圧ガ
ス

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

第三条第二項中「及び第六十条」を「第六十
条及び第六十一条」に、「デシリットル」を「アン
リットル」に改める。

令和四年三月四日
内閣総理大臣 岸田 文雄

第八条第一号中第三十九条の十二第一項第
四号の下に「第三十九条の十五第一項第一号
及び第二項、第三十九条の二十第一項第四号、
第三十九条の二十二第一項」を加える。

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律
(高圧ガス保安法の一部改正)

第二十七条の二第六項中「又は第四項」を「若
しくは第四項」に、「又は保安係員」を「若しくは
保安係員」に改める。

第一条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二
百四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第三号中「又は第三項」を
「若しくは第三項」に、「受けない」を「受けず、
又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行
わない」に改め、同条第二項中「二」を「いづれ
かに」に改める。

(五) 締約国は、この議定書の締約国でない国
の漁船に関し、この議定書に定める要件で
あつて、当該漁船がより有利な待遇を与え
られることがないことを確保するために必
要なものを当該漁船について適用するこ
と。

第三十九条の十二に次の一項を加える。

本協定は、二十二以上の国であつてその漁船
(公海を運航する長さ二十四メートル以上のもの
(の)の総数が三千六百隻以上となるものがこの
協定に拘束されることについての同意を表明し
た日の後十二箇月で、効力を生ずることになつ
ている。

3 認定完成検査実施者又は認定保安検査実施
者が次条の認定を受けたときは、当該認定完
成検査実施者に係る第二十條第三項第二号の
認定又は当該認定保安検査実施者に係る第三
十五條第一項第二号の認定は、その効力を失
う。

第三条第一項第二号中「エアコンデিশヨ
ナー」を「エアコンデিশヨナー」に改め、同項
中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号
の次に次の一号を加える。

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定の
締結について承認を求めるの件及び同報告書、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 認定高度保安実施者

(認定)

第三十九条の十三 第一種製造者は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の許可に係る事業所ごとに、高度な保安を確保することができる認められる旨の経済産業大臣の認定(以下この章において単に「認定」という。)を受けることができる。

(認定の基準等)

第三十九条の十四 経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

2 認定の申請をした者は、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、第三十九条の十六第一項に規定する協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を受けた場合には、当該調査を受けた事項については当該検査を受けることを要しない。

(欠格条項)

第三十九条の十五 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一 認定の申請に係る事業所において高圧ガスの製造を開始した日から二年を経過しな

い者

二 認定の申請に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しない者

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第三十九条の二十第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が第二十一条第一項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

(協会等の調査)

第三十九条の十六 経済産業大臣は、第三十九条の十四第二項の検査を行う場合において、専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるときは、その範囲を定めて、協会又は同項ただし書の指定を受けた者に、当該申請が同条第一項各号の経済産業省令で定める基準に適合しているかどうかについて、意見を聴取し、又は調査を依頼することができる。

2 経済産業大臣は、前項の確認を行う必要があると認めるときは、速やかに、その旨を認定の申請をした者に通知するものとする。

(認定の更新)

第三十九条の十七 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を

受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十九条の十三、第三十九条の十四及び前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。この場合において、第三十九条の十四第二項中「ついで」とあるのは、「ついで、経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは、」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第三十九条の十八 認定を受けた第一種製造者(以下「認定高度保安実施者」という。)は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承継)

第三十九条の十九 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が認定高度保安実施者であるときは、当該第一種製造者の地位を承継した者(認定高度保安実施者に限る。)は、認定高度保安実施者の地位を承継する。

ただし、当該第一種製造者の地位を承継した者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 その認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないとき。

二 第三十九条の十五第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

2 前項の規定により認定高度保安実施者の地位を承継した者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第三十九条の二十 経済産業大臣は、認定高度

保安実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生したとき。

二 認定に係る事業所において発火その他高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき。

三 第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の防止のための応急の措置を講じず、又は同条第二項の規定による届出を行わなかつたとき。

四 第三十八条第一項の規定により都道府県知事による高圧ガスの製造の停止の命令を受けたとき。

五 都道府県知事により第三十九条第一号又は第二号に掲げる措置をされたとき。

六 第三十九条の十四第一項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

七 第三十九条の十五第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。

八 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

2 第三十八条第一項の規定により第五条第一項の許可が取り消されたときは、当該許可の取消しに係る事業所に係る認定は、その効力を失う。

(製造のための施設等の変更の特例)

第三十九条の二十一 認定高度保安実施者は、第十四条第一項に規定する変更の工事又は製造の方法の変更(経済産業省令で定める重要なものを除く。)をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の許可を受けることを要しない。この場合においては、当該変更の工事(同項ただし書に規定する軽微なものを除く。)の完成後又は当該製造の方法の変

更(経済産業省令で定める軽微なものを除く。後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 認定高度保安実施者は、第十四条第一項ただし書に規定する軽微な変更の工事をしたときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該工事に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 認定高度保安実施者は、第一項の経済産業省令で定める軽微な製造の方法の変更をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該製造の方法の変更に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(完成検査の特例)

第三十九条の二十二 認定高度保安実施者は、特定変更工事を完成したときは、第二十条第三項の規定にかかわらず、製造のための施設につき、同項の都道府県知事が行う完成検査を受けることを要しない。この場合においては、当該施設について、経済産業省令で定めるところにより、自ら完成検査を行い、第八条第一号の技術上の基準に適合していることを確認した後でなければ、これを使用してはならない。

2 認定高度保安実施者は、前項の完成検査を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載した検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(危害予防規程に係る特例)

第三十九条の二十三 認定高度保安実施者は、危害予防規程を定め、又は変更したときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合にお

いては、経済産業省令で定めるところにより、当該危害予防規程を保存し、都道府県知事から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例)

第三十九条の二十四 認定高度保安実施者(第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。)は、同条第四項の規定による保安係員の選任については、同項の規定にかかわらず、これを同項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない。

2 認定高度保安実施者は、第二十七条の二第一項、第三項若しくは第四項の規定による保安統括者、保安技術管理者若しくは保安係員の選任又はその解任については、同条第五項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員に係る特例)

第三十九条の二十五 認定高度保安実施者(第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。)は、同条第一項の規定による保安主任者の選任については、同項の規定にかかわらず、これを同項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない。

2 認定高度保安実施者は、第二十七条の三第一項若しくは第二項の規定による保安主任者若しくは保安企画推進員の選任又はその解任については、同条第三項において準用する第二十七条の二第六項の規定にかかわらず、同

項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(冷凍保安責任者に係る特例)

第三十九条の二十六 認定高度保安実施者(第二十七条の四第一項第一号に掲げる者に限る。)は、同項の規定による冷凍保安責任者の選任又はその解任については、同条第二項において準用する第二十七条の二第五項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(保安検査等の特例)

第三十九条の二十七 認定高度保安実施者は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、特定施設について、同項の都道府県知事が行う保安検査を受けることを要しない。この場合においては、当該特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて、経済産業省令で定めるところにより、自ら保安検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

第四十九條の四の二 第三条第一項第五号に規定する装置(以下この条及び第五十六条第五項において「自動車の装置」という。)内の容器及びその附属品(経済産業省令で定めるものに限る。第五十六条第五項において同じ。)であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりその基準に適合するとされたものである旨の表示がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなくなつた場合には、第四十四条第一項、第四十六条第一項第一号、第四十八条第一項第一号、第三号及び第五号並びに第四項、第四十九条の二第二項並びに第五十四条第二項後段の規定(これらは、当該検査をそれぞれ次の各号に掲げる検査とみなし、当該表示をそれぞれ次の各号に定める刻印とみなす。

- 一 容器検査 第四十五条第一項の刻印
- 二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印
- 三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印
- 四 附属品再検査 前条第三項の刻印

第五十六条第一項及び第二項中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第四項中「附属品が」を削り、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定は自動車の装置内の容器であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたもののうち第四十九条の四の二に規定する表示がされていないものについて、前項の規定は自動車の装置内の容器の附属品であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたもののうち当該表示がされていないものについて、それぞれ準用する。

この場合において、同項中「前三項」とあるのは「第一項及び前項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

第五十八条の三十四中「、同条第三項、第四

十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定を「若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定に」、「第三十九条の七第一項、同条第三項を」、「第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十六第一項」に改める。

第五十八条の三十五中、「同条第三項」を「若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書」に改める。

第五十九条中、「同条第三項」を「若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書に」、「から第五十八条の二十四まで、」の見出し、第五十八条の二十三、第五十八条の二十四、「に」、「とあるのは「検査組織等調査を」とあるのは「検査組織等調査の」と、第五十八条の二十一、第五十八条の二十二及び第五十八条の三十中「完成検査を」とあるのは「検査組織等調査を」に改める。

第五十九条の九第六号中「第六十二条の二第一項の認定検査機関」を「第五十五条第一項の国内登録検査機関」に改める。

第五十九条の二十八第一項第三号中「第二十七条の二第七項の下に「(第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第四号の二中「第四十九条の八第一項(第四十九条の九第二項又は「第三十九条の十六第一項(第三十九条の十七第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の八第一項(第四十九条の九第二項及び「に」、「第五十六条の六の六第二項又は「を」第五十六条の六の六第二項及び「に」改める。

第六十条の次に次の一条を加える。
(調査の要請)
第六十条の二 経済産業大臣は、認定高度保安

実施者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に對し、その原因究明のための調査を要請することができる。

第七十三条第一項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を削り、第八号を第二号とし、第九号を第三号とし、第十号を第四号とし、第十一号から第十四号までを削り、第十五号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六、第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者

第七十三条第一項中第十六号を第七号とし、第十六号の二を第八号とし、第十六号の三を第九号とし、第十六号の四を第十号とし、第十六号の五を第十一号とし、第十六号の六を第十二号とし、第十七号を第十三号とし、第十八号から第二十号までを四号ずつ繰り上げ、第二十号の二を第十七号とし、第二十号の三を第十八号とし、第二十号の四を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同条第二項中「若しくは第三十五条第一項第二号を」、「第三十五条第一項第二号若しくは第三十九条の十三に、「若しくは産業保安監督部長が行う製造保安責任者試験を受けようとする者、経済産業大臣若しくは」又は「産業保安監督部長が行う製造保安責任者試験を受けようとする者、経済産業大臣又は」に、「認定」を「認定若しくは」に、「並びに経済産業大臣若し

くは」を「並びに経済産業大臣又は」に改める。
第七十四条の二第一項第一号中、「同条第三項を」若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書に改め、同項第一号の二中「又は第三十五条第一項第二号を」、「第三十五条第一項第二号又は第三十九条の十三に改め、同項第一号の三中「第三十九条の十二第一項の下に「若しくは第三十九条の二十第一項」を加え、「同条第二項を」第三十九条の十二第二項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十第二項」に改める。

第七十五条中、「第五十六条第五項」を削る。
第七十九条の三中「第三十九条の十二」の下に「第三十九条の二十一第一項、第三十九条の二十三」を加える。

第八十条中「一」を「いずれかに」に、「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者はに改め、同条各号中「者を」ときに改める。

第八十一条中「一」を「いずれかに」に、「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者はに改め、同条第二号から第四号の二まで及び第六号から第九号までの規定中「者を」ときに改め、同条第十号中「者又ははを」ときに、又は「に」の検査を行った者」を「の検査を行ったとき。」に改め、同条第十一号中「者を」ときに改める。

第八十二条中「一」を「いずれかに」に、「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者はに改め、同条第一号及び第三号から第五号までの規定中「者を」ときに改める。

第八十三条中「一」を「いずれかに」に、「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者はに改め、同条第一号中「第二十八条第三項又は」を「第二十八条第三項及び」に改め、「若しくは第二項」の下に、「第三十九条の十八、第三十九条

の十九第二項、第三十九条の二十一第一項を加え、「者を」ときに改め、同条第二号中「同条第四項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。及び第五項を加え、「者を」ときに改め、同条第二号の二から第二号の四までの規定中「者又ははを」ときに、又は「に」をした者を「をしたとき。」に改め、同条第二号の五中「者又ははを」ときに、又は「に」を「届出をした者」を「届出をしたとき。」に改め、同条第二号の六及び第二号の七中「者又ははを」ときに、又は「に」をした者を「をしたとき。」に改め、同条第三号中「同条第四項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。及び第五項を加え、「者を」ときに改め、同条第四号中「者を」ときに改め、同条第四号の二中「第三十五条の二」の下に、「第三十九条の二十二第二項又は第三十九条の二十七第一項」を加え、「者を」ときに改め、同条第四号の二の二中「者を」ときに改め、同号の次に次の二号を加える。

四の二の三 第三十九条の二十一第二項若しくは第三項、第三十九条の二十四第二項、第三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十六の規定に違反して記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

四の二の四 第三十九条の二十三の規定に違反して危害予防規程を保存せず、又は危害予防規程の提出を拒んだとき。

第八十三条第四号の三から第七号までの規定中「者を」ときに改める。

第八十四条中「第八十一条、第八十二条又は第八十三条を」又は「第八十一条から第八十三条まで」に改める。

第二条 高圧ガス保安法の一部を次のように改正する。

三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十六を「第三十九条の十三第二項、第三十九条の十四第二項又は第三十九条の十五」に改め、同条を同条第四号の二とし、同条第四号の二

令和四年五月十二日 衆議院會議録第二十五号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四六

の四中「第三十九条の二十三」を「第三十九条の十二に改め、同号を同条第四号の二の三とする。

(ガス事業法の一部改正)

第三条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 工事計画及び検査(第三十二条―第三十四条)」を「第三款 工事計画及び検査(第三十二条―第三十四条)」を「第三款 認定高度保安実施ガス小売事業者(第三十四条の二―第三十四条の十三)」に、「第三款 工事計画及び検査(第六十八条―第七十一条)」を「第四目 認定高度保安実施一般ガス導管事業者(第七十一条の二・第七十一条の三)」に、「第四款 ガス工作物に係る規定の準用(第八十四条)」を「第五款 ガス工作物に係る規定の準用(第八十四条)」を「第五款 認定高度保安実施特定ガス導管事業者(第八十四条の二・第八十四条の三)」に、「第三款 工事計画及び検査(第一百一条―第一百四十四条)」を「第四款 工事計画及び検査(第一百一条―第一百四十四条)」を「第四款 認定高度保安実施ガス製造事業者(第一百四十四条)」に改める。

第二章第三節に次の一款を加える。

第四款 認定高度保安実施ガス小売事業者

(認定)

第三十四条の二 ガス小売事業者(自らが維持し、及び運用するガス工作物(経済産業省令で定めるものに限る。))により小売供給を行う者に限る。以下この款において同じ。は、経

済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができる」と認められる旨の経済産業大臣の認定(以下この款において単に「認定」という。)を受けることができる。

(認定の基準)

第三十四条の三 経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(欠格条項)

第三十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一 自らが維持し、及び運用するガス工作物の使用を開始した日から二年を経過しない者

二 自らが維持し、及び運用するガス工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、ガスによる災害を発生させた日から二年を経過しない者

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第三十四条の八第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のう

ちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 第八条第一項の規定によるガス小売事業者の地位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者がガス工作物の使用を開始した日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

(認定の更新)

第三十四条の五 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(変更の届出)

第三十四条の六 認定を受けた者(以下「認定高度保安実施ガス小売事業者」という。)は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(承継)

第三十四条の七 第八条第一項の規定によるガス小売事業者の地位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者が認定高度保安実施ガス小売事業者であるときは、当該ガス小売事業者の地位を承継した者(認定高度保安実施ガス小売事業者に限る。)は、認定高度保安実施ガス小売事業者の地位を承継する。ただし、当該ガス小売事業者の地位を承継した者が第三十四条の四第一項第二号、第三号又は第五号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(認定の取消し等)

第三十四条の八 経済産業大臣は、認定高度保安実施ガス小売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 自らが維持し、及び運用するガス工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、ガスによる災害を発生させたとき。

二 自らが維持し、及び運用するガス工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、ガスによる災害の発生のおそれのある事故を発生させたとき。

三 第二十一条第二項の規定によりガス工作物の使用の一時停止の命令若しくは使用の制限の処分を受けたとき、又は同条第三項の規定による命令若しくは処分を受けたとき。

四 第三十四条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

五 第三十四条の四第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。

六 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

2 第十条第一項の規定により第三条の登録が取り消されたときは、当該登録の取消しに係るガス小売事業者に係る認定は、その効力を失う。

(保安規程に係る特例)

第三十四条の九 認定高度保安実施ガス小売事業者は、保安規程を定め、又は変更したときは、第二十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該保安規程を保存し、経済産業大臣から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(ガス主任技術者に係る特例)

第三十四条の十 認定高度保安実施ガス小売事

業者は、第二十五条第一項の規定によるガス主任技術者の選任又はその解任については、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(工事計画の特例)

第三十四条の十一 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第三十二条第一項に規定する設置又は変更の工事(公害の防止上重要なものとして経済産業省令で定めるものを除く。)をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、当該工事の完成後三十日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(使用前検査の特例)

第三十四条の十二 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第三十二条第一項に規定する設置又は変更の工事に係るガス工作物(経済産業省令で定めるものに限る。)については、第三十三条第一項の規定にかかわらず、その使用の開始前に、同項の経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査を受けることを要しない。この場合においては、当該工事について、経済産業省令で定めるところにより、自主検査を行った後でなければ、当該ガス工作物を使用してはならない。

2 認定高度保安実施ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(定期自主検査の特例)

第三十四条の十三 認定高度保安実施ガス小売

事業者は、第三十四条の自主検査については、同条の規定にかかわらず、これを定期に行うことを要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならない。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(災害時連携計画)

第五十六条の二 一般ガス導管事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故によりガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般ガス導管事業者相互の連携に関する計画(以下この条において「災害時連携計画」という。)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

二 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項

三 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

一 災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するために必要かつ適切なもので

あること。

二 その届出をした一般ガス導管事業者のうち特定の者について不当に差別的でないこと。

三 ガスの使用者の利益又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

第三章第一節第四款に次の一目を加える。

第四目 認定高度保安実施一般ガス導管事業者

(認定)

第七十一条の二 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

(準用)

第七十一条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者(第一百七十条の二において「認定高度保安実施一般ガス導管事業者」という。)について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と、第三十四条の四第二項、第三十四条の七及び

第三十四条の八第二項中「ガス小売事業者」とあるのは「一般ガス導管事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第七十一条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第七十一条の三に規定する認定高度保安実施一般ガス導管事業者」と、同項第三号中「第二十一条第二項」とあるのは「第六十一条第二項」と、同条第二項中「第十条第一項」とあるのは「第四十五条第一項又は第二項」と、「第三条」とあるのは「第三十五条」と、「登録」とあるのは「許可」と、第三十四条の九中「第二十四条第一項及び第二項」とあるのは「第六十四条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは「第六十五条第一項」と、第三十四条の十一及び第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第六十八条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第六十九条第一項」と、第三十四条の十三中「第三十四条」とあるのは「第七十一条」と読み替えるものとする。

第三章第二節に次の一款を加える。

第五款 認定高度保安実施特定ガス導管事業者

(認定)

第八十四条の二 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

(準用)

第八十四条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十

四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者(第百七十条の二において「認定高度保安実施特定ガス導管事業者」という。)について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四條の四第二項及び第三十四條の七中「第八條第一項」とあるのは「第七十三條第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは「特定ガス導管事業者」と、第三十四條の五第二項中「第三十四條の二」とあるのは「第八十四條の二」と、第三十四條の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第八十四條の三に規定する認定高度保安実施特定ガス導管事業者」と、同項第三号中「第二十一條第二項」とあるのは「第八十四條第一項において準用する第六十一條第二項」と、第三十四條の九中「第二十四條第一項及び第二項」とあるのは「第八十四條第一項において準用する第六十四條第一項及び第二項」と、第三十四條の十中「第二十五條第一項」とあるのは「第八十四條第一項において準用する第六十五條第一項」と、第三十四條の十一及び第三十四條の十二第一項中「第三十二條第一項」とあるのは「第八十四條第一項において準用する第六十六條第一項」と、同項中「第三十三條第一項」とあるのは「第八十四條第一項において準用する第六十九條第一項」と、第三十四條の十三中「第三十四條」とあるのは「第八十四條第一項において準用する第七十一條」と読み替えるものとする。

第四章第四節に次の一款を加える。

第四款 認定高度保安実施ガス製造事業者

(認定)

第百四条の二 ガス製造事業者は、経済産業省

令で定めるところにより、高度な保安を確保することができるものと認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

(準用)

第百四条の三 第三十四條の三から第三十四條の五まで及び第三十四條の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四條の六、第三十四條の七及び第三十四條の九から第三十四條の十三までの規定は前条の認定を受けた者(第百七十条の二において「認定高度保安実施ガス製造事業者」という。)について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四條の四第二項及び第三十四條の七中「第八條第一項」とあるのは「第八十七條第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは「ガス製造事業者」と、第三十四條の五第二項中「第三十四條の二」とあるのは「第百四条の二」と、第三十四條の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは「第百四条の三に規定する認定高度保安実施ガス製造事業者」と、同項第三号中「第二十一條第二項」とあるのは「第九十六條第二項」と、第三十四條の九中「第二十四條第一項及び第二項」とあるのは「第九十七條第一項及び第二項」と、第三十四條の十中「第二十五條第一項」とあるのは「第九十八條第一項」と、第三十四條の十一及び第三十四條の十二第一項中「第三十二條第一項」とあるのは「第百一条第一項」と、同項中「第三十三條第一項」とあるのは「第百二條第一項」と、第三十四條の十三中「第三十四條」とあるのは「第百四条」と読み替えるものとする。

第百六十四條第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十四條の二、第七十一條の二、第八十四條の二若しくは第百四条の二の認定又はその更新を受けようとする者
第百六十五條第六号及び第七号中「又は」を「及び」に改める。
第百七十条の次に次の一条を加える。

(調査の要請)

第百七十条の二 経済産業大臣は、認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティサイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二條に規定するサイバーセキュリティをいう。に關する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

第百七十三條第一項中「同條第五項」を「同條第六項」に改める。

第百七十七條第一項第四号中「若しくは第五項」の下に「第五十六條の二第三項若しくは第四項」を加える。

第百九十四條中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第百九十五條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同條各号中「者」を「とき」に改める。

第百九十六條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同條各号中「者」を「とき」に改める。

第百九十九條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同條第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同條第三号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき」に改め、同條第四号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第二百條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同條各号中「者」を「とき」に改める。

第二百一條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同條第一号中「第三十九條第四項」を「第三十四條の六(第七十一條の三、第八十四條の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。)、第三十四條の十一(第七十一條の三、第八十四條の三及び第百四条の三に規定する場合を含む。)、第三十四條の十二(第七十一條の三、第八十四條の三、第八十四條の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。)」を加え、「者」を「とき」に改め、同條第五号中「第三十四條」の下に「第三十四條の三及び第百四条の三」を加える。

五の二 第三十四條の九(第七十一條の三、第八十四條の三及び第百四条の三)において準用する場合を含む。の規定に違反して保安規程を保存せず、又は保安規程の提出を拒んだとき。

五の三 第三十四條の十(第七十一條の三、第八十四條の三及び第百四条の三)において準用する場合を含む。の規定に違反して記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

第二百一條第六号から第十三号までの規定中

「者」ととき。」に改める。
(電気事業法の一部改正)

第四条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 承継(第五十五条の二)」を「第五款 承継(第五十五条の二)」を「第六款 認定高度保安施設設置者(第五十五条

の三)第五十五条の十三)」に、「登録安全管理

審査機関」を「登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関」に、「第一節 登録安全管理審査機関(第六十七条、第八十条)」を「第一節 登

録適合性確認機関(第六十七条、第八十条)登録安全管理審査機関(第八十条の二)第八十条

の六」に、「第二節 指定試験機関」を「第三節 指定試験機関」に、「第三節 登録調査機関」を「第四節 登録調査機関」に改める。

第三十八条第二項中「掲げる電気工作物」の下に「であつて、構内(これに準ずる区域内を含む。以下同じ。)に設置するもの」を加え、同項ただし書中「小出力発電設備」を「小規模発電設備(低圧に、「電気」を「電圧をいう。第一号

において同じ。)の電気に係る」に改め、「この項、第六十六条第七項及び第七十七条第五項において」及び「これに準ずる区域内を含む。以下同じ。」を削り、「場所であつて」を「場所として」に、「ものに」を「場所に」に改め、同項第一号中

「他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る」及び「これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。」を削り、「その受電のための電線路」を「低圧受電電線路(当該電気工作物を設置する場所と同一の構内において低圧の電気

を他の者から受電し、又は他の者に受電させるための電線路をいう。次号ロ及び第三項第一号ロにおいて同じ。)」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 小規模発電設備であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 出力が経済産業省令で定める出力未満のものであること。

ロ 低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないものであること。

二 前号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

第四十二条第一項中「を設置する」を「(小規模事業用電気工作物を除く。以下この款において同じ。)を設置する」に改め、「の自主検査」を削り、「事業者検査」を「自主検査」に改める。

第四十三条第二項中「自家用電気工作物」の下

に「(小規模事業用電気工作物を除く。)」を加える。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 小規模事業用電気工作物を設置する者は、当該小規模事業用電気工作物の使用の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 前項の事項を変更したとき。

二 前項の規定による届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなつたとき。

三 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(技術基準の適合性確認)

第四十八条の二 事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの(以下「特殊電気工作物」という。)について、前条第一項の規定による届出をする者は、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについて、経済産業大臣の登録を受けた者の確認(以下「適合性確認」という。)を受けなければ

ならない。

2 前項の登録を受けた者は、特殊電気工作物について適合性確認を行い、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しているときは、その旨を記載した証明書を交付することができる。

第四十九条第一項及び第二項第一号中「前条第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

第五十一条第二項中「の検査」を「の自主検査」に改め、同条第三項中「に」を「に、事業用電気工作物(に、「事業用電気工作物以外の事業用電気工作物」を「ものを除く。)」に改める。

第五十一条の二第三項中「その結果」を「当該確認の結果(当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であつて、その設置者が当該確認を委託して行つた場合にあつては、その委託先の氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を含む。)」に改める。

第五十二条の見出しを「(溶接自主検査)」に改め、同条第一項中「事業者検査」を「自主検査」に改め、同条第二項中「検査」を「自主検査」に改める。

第五十三条ただし書中「同条第四項」を「第四十六条第一項、第四十七条第四項」に改める。

第五十五条第一項中「の各号」を削り、「事業者検査」を「自主検査」に改め、同条第二項中「検査(以下「定期事業者検査」を「自主検査(以下「定期自主検査」に改め、同条第三項中「定期事業者検査」を「定期自主検査」に改め、同条第四項中「定期事業者検査」を「定期自主検査」に、「に」を「に、特定電気工作物(に、「特定電気工作物以外の特定電気工作物」を「ものを除く。)」に改め、同条第五項中「定期事業者検査」を「定期自主検査」に改め、同条第六項中「特定電気工作

物」の下に「と、「使用前自主検査」とあるのは「定期自主検査」を加える。

第三章第二節に次の一款を加える。

第六款 認定高度保安実施設置者

(認定)

第五十五条の三 事業用電気工作物(原子力を原動力とする発電用のものを除き、経済産業省令で定めるものに限る。以下この款において同じ。)を設置する者は、経済産業省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定(以下この款において単に「認定」という。)を受けることができる。

(認定の基準)

第五十五条の四 経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(欠格事項)

第五十五条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一 認定の申請に係る組織において事業用電気工作物の使用を開始した日から二年を経過しない者

二 認定の申請に係る組織の使用する事業用

電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害を発生させた日から二年を経過しない者

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第五十五条の九の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 第五十五条の二第一項の規定による事業用電気工作物を設置する者の地位の承継があつた場合において、当該事業用電気工作物を設置する者が事業用電気工作物の使用を開始した日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。ただし、当該承継が分割による承継であつて、認定に係る事業の全部を承継するものでない場合は、この限りでない。

(認定の更新)

第五十五条の六 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第五十五条の三及び第五十五条の四の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(変更の届出)

第五十五条の七 認定を受けた者(以下「認定高度保安実施設置者」という。)は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業

大臣に届け出なければならない。

(承継)

第五十五条の八 第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者(認定高度保安実施設置者に限る。)の地位を承継した者は、認定高度保安実施設置者でないとき、又は認定高度保安実施設置者である場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、認定高度保安実施設置者の地位を承継しない。

一 その行う承継が分割による承継であつて、認定に係る事業の全部を承継するものでないとき。

二 その認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害を発生させた日から二年を経過しないとき。

三 第五十五条の五第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

(認定の取消し)

第五十五条の九 経済産業大臣は、認定高度保安実施設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害を発生させたとき。

二 認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害を発生させたとき。

二 認定に係る組織の使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気その他による災害の発生のおそれのある事故を発生させたとき。

三 第四十条の規定により電気工作物の使用の一時停止の命令又は使用の制限の処分を受けたとき。

四 第五十五条の四各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

五 第五十五条の五第一項第三号又は第五号に該当するに至つたとき。

六 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

(保安規程に係る特例)

第五十五条の十 認定高度保安実施設置者は、保安規程を定め、又は変更したときは、第四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該保安規程を保存し、経済産業大臣から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(主任技術者に係る特例)

第五十五条の十一 認定高度保安実施設置者は、第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任又はその解任については、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(使用前安全管理検査の特例)

第五十五条の十二 第五十一条第三項から第七項までの規定は、認定高度保安実施設置者については、適用しない。

(定期安全管理検査の特例)

第五十五条の十三 認定高度保安実施設置者であつて、第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる電気工作物を設置するものは、同項の自主検査については、同項の規定にかかわらず、これを定期に行うことを要しない。こ

の場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならない。

2 第五十五条第四項から第六項までの規定は、認定高度保安実施設置者については、適用しない。

第六章の章名中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関」に改める。

第六章第一節の節名を次のように改める。

第一節 登録適合性確認機関

第六十七条を次のように改める。

(登録)

第六十七条 第四十八条の二第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、適合性確認を行おうとする者の申請により行う。

第六十八条中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の」を削る。

第六十九条第一項中「その登録を」を「登録に改め、同項第二号中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物」を「特殊電気工作物」に、「において」審査対象電気工作物設置者」を「及び第七十五条第二項において「特殊電気工作物設置者」に改め、同号イからハまでの規定中「審査対象電気工作物設置者」を「特殊電気工作物設置者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「安全管理審査を」を「適合性確認を」に改め、「審査の区分」とに「を削り、同号イ及びロ中「経営工学」を「建築学」に、「安全管理審査を」を「適合性確認に改め、同号ハ中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて適合性確認を行うものであること。

第六十九条第二項中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の」を削り、「安全管理審査機関登録簿」を「適合性確認機関登録簿」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

第七十条第一項中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の」を削る。

第七十一条の見出しを「(適合性確認の義務)」に改め、同条第一項中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の」を削り、「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査を」を「適合性確認を」に改め、同条第二項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査を」を「適合性確認を」に改め、同条第三項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査を」を「適合性確認を」に改め、同条第四項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に改める。

第七十二条中「登録安全管理審査機関は、その名称又は安全管理審査を行う事業所の所在地を」登録適合性確認機関は、第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項」に改める。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた業務規程が適合性確認の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第七十四条中「登録安全管理審査機関は、安全管理審査を」登録適合性確認機関は、適合性確認」に改める。

第七十五条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に改め、同条第二項中「使用前自主検査又は定期事業者検査を行う電気工作物を設置する者」を「特殊電気工作物設置者」に、「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に改める。

第七十六条中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に改める。

第七十七条中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査を」を「適合性確認を」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改める。

第七十八条中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に改め、「第五十一条第三項若しくは第五十五条第四項の」を削り、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第一号中「第五十一条第五項(第五十五条第六項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第四号中「前二条を」第七十三条第三項又は前二条」に改め、同条第五号中「第五十一条第三項又は第五十五条第四項の」を削る。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十九条第一項中「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改め、同条に次の一項を加える。

十一 第三項又は第五十五条第四項の」を削り、「安全管理審査の」を「適合性確認の」に改め、「第五十一条第三項若しくは第五十五条第四項の」を削り、「登録安全管理審査機関」を「登録適合性確認機関」に改め、同条第二項中「安全管理審査を」を「適合性確認」に改める。

第八十九条中「登録の下に」(以下この節において単に「登録」という。)を加える。

第九十条第一項中「すべてを」を「全て」に改め、「その」を削り、同条第二項中「第五十七条の二第一項の」を削る。

第九十五条中「第五十七条の二第一項の」を削る。

第九十六条中「第九十五条の下に」と、第七十

九条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八

十九条及び第九十条の規定並びに第九十六条に

おいて準用する第六十八条の規定を加え、「使

用前自主検査又は定期事業者検査を行う電気工

作物を設置する者」を「特殊電気工作物設置者」に、「読み替える」を「第七十九条第一項中「適合性確認の業務」とあるのは「調査業務」と読み替える」に改める。

第六章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 登録安全管理審査機関

(登録)

第八十条の二 第五十一条第三項又は第五十五

条第四項の登録(以下この節において単に「登

録」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる審査の区分(次条にお

いて単に「審査の区分」という。)ごとに、これらの審査(以下「安全管理審査」と総称する。)を行おうとする者の申請により行う。

一 第五十一条第三項の審査

令和四年五月十二日 衆議院会議録第二十五号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二 第五十五条第四項の審査

(登録の基準)

第八十条の三 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一次のいずれかに該当する者が安全管理審査を実施し、その人数が審査の区分ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に

通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する

実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

二 登録申請者が、第五十一条第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物を設置する者(以下この号において「審査対象電気工作物設置者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者がその親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員(過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、審査対象電気工作物設置者の役員又は職員(過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録は、安全管理審査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 審査の区分
- 四 登録を受けた者が安全管理審査を行う事

業所の所在地
(業務規程)

第八十条の四 登録を受けた者(以下「登録安全管理審査機関」という。)は、安全管理審査の業務に関する規程(以下この節において「業務規程」という。)を定め、安全管理審査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、安全管理審査の実施方法、安全管理審査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

(登録の取消し等)
第八十条の五 経済産業大臣は、登録安全管理審査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五十一条第五項(第五十五条第六項において準用する場合を含む。)若しくは前条第一項の規定又は次条において準用する第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条第一項若しくは第七十九条の規定に違反したとき。
- 二 次条において準用する第六十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 正当な理由がないのに次条において準用する第七十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 次条において準用する第七十六条又は第七十七条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(準用)

第八十条の六 第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定は、登録安全管理審査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号及び第八十条第一項中「第七十八条」とあるのは「第八十条の五」と、第七十条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八十条の二及び第八十条の三の規定並びに第八十条の六において準用する第六十八条の規定」と、第七十一条の見出し及び第八十条第二項中「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と、第七十一条及び第七十七条中「適合性確認を」とあるのは「安全管理審査を」と、第七十一条第三項中「第六十九条第一項第二号」とあるのは「第八十条の三第一項第一号」と、第七十二条中「第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称又は安全管理審査を行う事業所の所在地」と、第七十四条、第七十七条、第七十九条第一項及び第八十条第一項中「適合性確認の」とあるのは「安全管理審査の」と、第七十五条第二項中「特殊電気工作物設置者」とあるのは「使用前自主検査又は定期自主検査を行う電気工作物を設置する者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第八十条の三第一項各号」と、第八十条の見出し中「適合性確認業務」とあるのは「安全管理審査業務」と読み替えるものとする。

(調査の要請)

第一百五十五条の次に次の一条を加える。
第一百五十五条の二 経済産業大臣は、認定高度保安実施設置者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保

安に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

第六十六条第七項中「小出力発電設備」を「小規模発電設備であるもの」に改め、同条第十一項中「において、」の下に「登録適合性確認機関又は」を加える。

第六十七条第五項中「小出力発電設備」を「小規模発電設備」に改め、同条第八項中「職員に」の下に「登録適合性確認機関」を加える。

第六十八条第二項中「第七十八条の下に、」第八十条の五を加える。

第六十二条第一項第五号中「第八十条第一項」を「第八十条の六において読み替えて準用する第八十条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 第五十五条の三の認定又はその更新を受けようとする者

五 第八十条第一項の規定により経済産業大臣の行う適合性確認を受けようとする者

第六十二条の二第三号中「第五十一条第三項」を「第四十八条の二第一項、第五十一条第三項」に改め、同条第四号中「第七十二条」及び「第七十四条」の下に「第八十条の六において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号及び第六号中「安全管理審査」を「適合性確認」に改め、同条中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 第八十条の五の規定により登録を取り消し、又は安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

八 第八十条の六において読み替えて準用する第八十条第一項の規定により経済産業大臣が安全管理審査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた安全管理審査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第六十七条の二第十三号中「の規定による」を「又は第八十条の五の規定による適合性確認又は」に改める。

第六十二条第一号中「第四十三条第三項」の下に「第四十六条第一項若しくは第二項」を、「第五十一条の二第三項」の下に「第五十五条の七」を、「第七十四条」の下に「第八十条の六において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「の規定を」若しくは「第五十五条の十一の規定」に改め、同条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第五十五条の十の規定に違反して保安規程を保存せず、又は保安規程の提出を拒んだとき。

第六十二条第十一号中「第七十九条第一項又は第九十六条において準用する第七十九条第一項」を「又は第七十九条第一項第八十条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。」に改め、同条第十二号中「第七十九条第二項又は第九十六条において準用する第七十九条第二項」を「又は第七十九条第二項(第八十条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。)」に改める。

第六二十六条中「第九十六条」を「第八十条の六及び第九十六条」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第五条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中第十四号を第十七号とし、第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第五十五条の二に規定する調査を行うこと。

第五十一条第一項第九号の次に次の二号を加える。

十 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四十四号)第六十条の二に規定する調査を行うこと。

十一 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第七十条の二に規定する調査を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十九条の規定 公布の日

二 第三条中ガス事業法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十七条第一項第四号の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四条の規定(電気事業法目次の改正規定(第五款 承継(第五十五条の二))を「第五款 承継(第五十五条の二)」を「第六款

承継(第五十五条の二) 認定高度保安実施設置者(第五十五条の三)第五十五条の十三」に改める部分に限る。)

同法第三章第二節に一款を加える改正規定、同法第五十五条の次に一条を加える改正規定、同法第六十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定(同項第四号の二に係る部分に限る。)、同法第六十二条第一号の改正規定(「第五十一条の二第三項」の下に「第五十五条の七」を加える部分に限る。)、同法第五号の改正規定及び同条第八号の次に一号を加える改正規定を除く。並びに附則第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定 この法律の施行の日から起算して三年を経過した日(高圧ガス保安法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)前にされた第二条の規定による改正前の高圧ガス保安法(以下「旧高圧ガス保安法」という。)第三十九条の二第一項の認定の申請又は旧高圧ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、認定又は認定の更新をするかどうかの処分がされていないものについてこれらの処分については、なお従前の例

による。

2 第四号施行日において現に旧高圧ガス保安法第二十条第三項第二号の認定又は旧高圧ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新を受けている同号に規定する認定完成検査実施者(第四号施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例によることとされる同号の認定又は同条第一項の認定の更新を受ける者を含む。)に関する認定の有効期間、変更の届出、認定を受けた者の義務、検査の記録の届出、認定の取消し及び認定の失効については、第四号施行日から起算して三年六月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

第三条 第四号施行日前にされた旧高圧ガス保安法第三十九条の四第一項の認定の申請又は旧高圧ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新の申請であつて、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際、認定又は認定の更新をするかどうかの処分がされていらないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第四号施行日において現に旧高圧ガス保安法第三十五条第一項第二号の認定又は旧高圧ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新を受けている同号に規定する認定保安検査実施者(第四号施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例によることとされる同号の認定又は同条第一項の認定の更新を受ける者を含む。)に関する認定の有効期間、変更の届出、認定を受けた者の義務、検査の記録の届出、認定の取消し及び認定の失効については、第四号施行日から起算して三年六月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の

日(以下「第三号施行日」という。)において現に小規模事業用電気工作物(第四条の規定による改正後の電気事業法(以下この条及び次条において「新電気事業法」という。)第三十八条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。第五項において同じ。)であつて経済産業省令で定めるものを設置し、その使用を開始している者は、経済産業省令で定めるところにより、第三号施行日から起算して六月を経過する日まで

2 前項の規定によりされた届出は、新電気事業法第四十六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

5 第三号施行日において現に小規模事業用電気工作物(第一項の経済産業省令で定めるものを除く。)を設置し、その使用を開始している者については、新電気事業法第四十六条第一項の届出をしたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

第五条 第三号施行日前に第四条の規定による改正前の電気事業法第四十八条第一項の規定により届出がされた工事の計画については、新電気事業法第四十八条の二の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(電気工事士法の一部改正)

第八条 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般用電気工作物」とは、「を「一般用電気工作物等」とは、一般用電気工作物(二)に改め、「いう」の下に、「以下同じ。」及び小規模事業用電気工作物(同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。以下同じ。)をいう」を加え、同条第二項中「第三十八条第三

項」を「第三十八条第四項」に、「発電所」を「小規模事業用電気工作物及び発電所」に改め、同条第三項中「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に改める。

第三条第二項中「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に改め、「以下同じ」を削る。

第五条第一項中「一般用電気工作物に係る電気工事の作業」の下に「(第三条第二項の経済産業省令で定める作業を除く。)」を、「に」の下に「小規模事業用電気工作物に係る電気工事の作業(第三条第二項の経済産業省令で定める作業を除く。又はを加える。

第六条第二項中「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に改める。

第九条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物等(二)に、「をいう」を「及び同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう」に改める。

第二十八条第一項中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百四号中「電気工作物に係る」の下に「登録適合性確認機関」を加え、同号(五)を同号(五)とし、同号(五)を同号(五)とし、同号(六)の次に次のように加える。

(一) 電気事業法第四十八条の二第一項(登録適合性確認機関 登録件数 一件につき九万円) 関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

第十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百一十号中「許可」を許可、認定高度保安実施ガス小売事業者の認定、に、「変更の許可又は」を「変更の許可、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者若しくは認定高度保安実施ガス製造事業者の認定又は」に改め、同号(六)中「(六)」を「(七)」に改

め、同号(六)を同号(十)とし、同号(五)を同号(九)とし、同号(四)を同号(五)とし、同号(五)の次に次のように加える。

(六) ガス事業法第七十一条の二(認定)の認定高度保安実施 一般ガス導管事業者の認定(更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき九万円
(七) ガス事業法第八十四条の二(認定)の認定高度保安実施 特定ガス導管事業者の認定(更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき九万円
(八) ガス事業法第八十四条の二(認定)の認定高度保安実施 ス製造事業者の認定(更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき九万円
別表第一第一号(三)の次に次のように加える。		
(四) ガス事業法第三十四条の二(認定)の認定高度保安実施 ガス小売事業者の認定(更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき九万円
別表第一第二号中「若しくは認定保安検査実施者若しくは認定高度保安実施者に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(三)から(六)までを同号(四)から(七)までとし、同号(二)の次に次のように加える。		
(三) 高圧ガス保安法第三十九条の十三(認定)の認定高度保安 実施者の認定(更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき九万円
別表第一第四号中「特定供給の許可」の下に「認定高度保安施設設置者の認定を加え、同号(五)を同号(四)とし、同号(十)から(五)までを同号(九)から(四)までとし、同号(九)の次に次のように加える。		
(十) 電気事業法第五十五条の三(認定)の認定高度保安実施 設置者の認定(更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき九万円

第十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第二百二号中「認定完成検査実施者、認定保安検査実施者若しくはを削り、同号(一)及び(二)を削り、同号(三)中「第三十九条の十三を〔昭和二十六年法律第二百四号 第三十九条の二に改め、同号(三)を同号(一)とし、同号(四)を同号(二)とし、同号(五)から(八)までを同号(三)から(六)までとする。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 附則第二項又は第三項第一項の規定によりなお従前の例によることとされる認定に係る登録免許税については、なお従前の例

令和四年五月十二日 衆議院会議録第二十五号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第十五条 電気工事業の業務の適正化に関する法律 昭和四十五年法律第九十六号の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第五項及び第十九条第一項中「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)
第十六条 石油コンビナート等災害防止法 昭和五十年法律第八十四号の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三項」の下に「並びに第三十九号の二十二第一項」を加える。

第十七条 石油コンビナート等災害防止法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三十九号の二十二第一項」を「第三十九号の十一第一項」に改める。

(安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六条のうち電気事業法第三十八条第三項第五号の改正規定中「第三十八号第三項第五号」を「第三十八号第四項第五号」に改める。

附則第十一條中「第三十八号第三項」を「第三十八号第四項」に改める。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理 由

産業保安分野における技術革新の進展及び人材

の高齢化に対応するため、高圧ガス保安法、ガス事業法及び電気事業法において高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けた認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、気候変動問題への対応の要請、自然災害の頻発及び電力の供給構造の変化を踏まえ、燃料電池自動車に係る高圧ガス保安法の適用除外、ガス事業者による災害時連携計画の策定の義務化、小規模事業用電気工作物に係る届出制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、産業保安分野における技術革新の進展及び保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請等の環境変化に対応し、産業保安規制体系の転換を図るため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進、ガス事業者間の災害時の連携強化、小規模な太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し、カーボンニュートラルの実現に向けた燃料電池自動車に係る保安規制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高圧ガス保安法の一部改正

(一) 燃料電池自動車等について高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制を一元化すること。

(二) 高度な情報通信技術を用いて自立的に高度な保安を確保できる高圧ガス製造事業者について、「認定高度保安実施者」として規制の特例を設けること。

2 ガス事業法の一部改正

(一) 高度な情報通信技術を用いて自立的に高

度な保安を確保できるガス小売事業者等について、「認定高度保安実施ガス小売事業者」等として規制の特例を設けること。

(二) 一般ガス導管事業者は、災害時における事業者間の連携に関する計画を策定し、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

3 電気事業法の一部改正

(一) 小規模な太陽光・風力発電設備を「小規模事業用電気工作物」と位置付け、設備の設置者の基礎情報の届出、技術基準への適合維持及び使用前の自己確認等を義務付けること。

(二) 一定の風力発電設備について、経済産業大臣の登録を受けた民間の専門機関である「登録適合性確認機関」が技術基準の適合性を確認する制度を設けること。

(三) 高度な情報通信技術を用いて自立的に高度な保安を確保できる事業用電気工作物の設置者について、「認定高度保安実施設置者」として規制の特例を設けること。

4 情報処理の促進に関する法律の一部改正

保安に係るサイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合等における原因究明調査を独立行政法人情報処理推進機構の業務に追加すること。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、産業保安分野における技術革新の進展及び保安人材の不足等の環境変化に対応し、産業保安規制体系の転換を図るための措置とし

て妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和四年五月十一日

経済産業委員長 古屋 範子

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 本改正が産業保安分野におけるこれまでの事前規制を中心とする規制体系から新たな規制体系への転換を図るものであることを踏まえ、改正事項の運用に当たっては、公衆及び保安作業者に対する安全の確保を大前提とし、我が国の産業保安水準の更なる高度化と持続的な向上を図るために必要な措置について不断に検討を行うこと。

二 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における「認定高度保安実施事業者」の認定及び安全管理検査の特例等の運用に際しては、中小事業者であっても電気・ガス等の安定供給に必要な保安の実施、大規模災害等に対する迅速な設備復旧並びに公衆及び保安作業者の安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立することができるよう、保安分野におけるテクノロジの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援等を通して、我が国全体の産業保安の水準が確保されるために必要な実効性ある措置を講ずること。

三 スマート保安の推進に当たっては、テクノロ

ジの活用と人が担うべき保安とを相互に連携・融合させつつ、より高度で強靱な保安管理体制を目指すものとし、デジタルトランスフォーメーションも見据えた専門人材の活用、熟練した技術者による中央・地方の事業者に対する技術伝達の促進、若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に万全を期すこと。

四 ガスに係る災害発生時の事業者の連携体制に關して見直しを行い、災害時対応に参画するガス小売事業者についてはその適格性を確認し、技術向上への支援とともに、連携の在り方や役割分担等について検討するなど、より適切な保安体制で災害時対応を実施することができるよう引き続き検討を行うこと。

五 太陽光発電及び風力発電に係る小出力発電設備に対する規制の見直しにより、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて有意義な小出力発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、再生可能エネルギーの導入と規制の実施とのバランスの取れた運用の在り方について引き続き検討を行うこと。

また、基礎情報等の届出手続については、設置者の負担を軽減するとともに、事務処理の効率化を図るため、可能な限りのデジタル技術の活用 に努めること。

さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。併せて、いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止、安全規制や立地規制等の法令遵守の徹底等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、再生可能

エネルギー発電事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、十分に周知徹底及び情報提供等を行うこと。